

日本弁護士連合会第73回定期総会報告  
2022年6月10日（金）於・弁護士会会館2階講堂「クレオ」

日本弁護士連合会第73回定期総会は、2022年6月10日（金）午後0時30分から、弁護士会館2階講堂「クレオ」において開催された。

出席者は、午後1時の時点で、出席弁護士会41会、出席弁護士数のうち本人出席が375名、代理出席が1万42名の合計1万458名であった。

また、事前に弁護士会から書面によって提出された議決権の数は11個、事前に代理人から書面によって提出された議決権の数は790個であった。

なお、外国法事務弁護士の本人出席は0名、代理出席が25名、事前に代理人から書面によって提出された議決権の数は0個であった。

総会は、谷眞人事務総長の司会で午後0時30分から始められた。

開会前に事務連絡として、定期総会に当たっての新型コロナウイルス感染防止対策について御案内を申し上げる。まず、手洗いの実施、アルコール消毒液の使用及びマスクの着用にご協力頂きたい。クレオ内の密集を避けるため、クレオ外及び日弁連の会議室にも議場を設けている。クレオが満席になった場合には、そちらの議場に御案内する。受付の際に、体温を確認するためのサーマルカメラを設置している。会場内の皆様は、既に御協力いただいていると思う。

検温に御協力いただけない場合、あるいは検温の結果、37.5度以上の発熱が確認された場合、体調不良と見受けられる場合、またマスクを着用いただけない場合は、入場をお断りさせていただいている。開会後に体調不良と見受けられる場合、退出をお願いする場合がある。

また、御発言される際は、必ずマスクを着用したままで、また、会場内でもマスクを着用したままでお願いしたい。マスクをお持ちでない方は、事務局まで御申出いただきたい。

なお、今回の総会は、各弁護士会及び支部の会議室でのインターネット中継による傍聴を実施している。また、本日の録画動画は、追って日弁連総合研修サイトに掲載する予定である。

小林元治会長が開会を宣言し、次のとおり挨拶した。

多くの会員の皆様に、リアルで出席を頂き感謝を申し上げます。今日は、インターネット中継もさせていただいており、数多くの会員の皆様がこの総会にネット上からも視聴して参加を頂いているところである。ほぼクレオの前は満席であり、サテライト会場も、17階にも徐々に入っていただけるのだろうと思う。

既に、新型コロナウイルスの感染症が我が国で始まって2年半、本当に長い間、我々はこれと闘ってきた。日弁連も、また各弁護士会の弁護士の先生方もコロナ禍において、会

務運営、そして個々の弁護士業務をどうやって両立しながらやっていくのか、そういったことに腐心をされ、今日までの活路を開き、生活と業務をしっかりとやっただけというところに対し、改めて敬意を表す。

今日、お手元に令和4年度の被感謝者・被表彰者の名簿を同封させていただいている。ここに記載をさせていただいている荒執行部を始め、前年度被表彰者の皆様方、そして在籍50年、60年、70年という長きにわたって会務運営、そして基本的人権と社会正義の実現に向けて御尽力を頂いた会員の先輩の皆様、心から敬意と感謝を申し上げる次第である。今後とも、私ども後輩に対して、御指導・御鞭撻を賜るよう冒頭お願いを申し上げて御紹介させていただく。

4月から、会長に就任して以来、2か月余りが経過した。私の任期は2年である。2年間の間に、そして今年の執行部1年の間に、どういうことを実現して会員の皆様、そして市民の皆様に貢献できるだろうかを日々考えながら、私ども会務執行に当たらせていただいているところである。取り組むべき課題を六つばかり、時間の制約もあるので、簡単に申し上げて、私からの御挨拶としたいと思う。

一つは、法律扶助の問題である。法律扶助制度が我が国に導入をされてからちょうど70年経った。昭和27年1月24日、財団法人法律扶助協会が日本に発足した。この間、法律扶助はその時々重要な意義を担ってきた。交通事故、薬害、公害事件、あるいは消費者事件、様々な活動の支援をし、司法のアクセスと市民の法的な支援を全国で展開し、現在は法テラスという形で全国に地方事務所、支部があり、スタッフ弁護士も活躍をさせていただいているところである。

開業弁護士も、ジュディケアという形で、民事はもちろんであるが、刑事にも日頃御活躍いただき、人権活動に邁進をさせていただいている。

ところが最近、非正規労働者、ひとり親家庭、母子家庭、子どもの貧困、こういった課題が大変多い。そういった中で、法テラスも、大きな課題を抱える状況にある。その一つに挙げられるのが、法律扶助における償還制である。利息のない貸付金と言われる。昭和33年の補助金、これが大蔵省によって支援が始まった。国によって支援が始まったわけだが、それ以来、訴訟の結果を得たか得ないかにかかわらず、全て償還をしなければいけない。こういった課題がずっとある。

例えば、養育費の決定が出る。代理人弁護士は、その養育費の中から毎月3,000円とか5,000円を払ってくださいと依頼者に言わなければならない。生活が困難な家計を支えながら、この支払に苦慮するひとり親家庭の親御さんも多い。こういうことを早くやめて、法テラスによって報酬を支給し、直ちに払うということをやっていく必要があるのではないかと。代理人弁護士が、債権の取立てのように毎月連絡をしなければいけないということは、やめていく必要があるのではないかとと思う。

さらには、同時申請の問題である。法テラスの案件をされている方は、直面された方が多いと思う。破産事件と一般事件、例えば離婚事件を同時に申請するとする。法律扶助の償還制は債務者負担であるから、債務を払えない人には支援決定ができない。離婚事件の援助決定ができないという課題が生じる。同時申請が難しい状況もある。これも償還制という債務負担行為を伴うがゆえに、同時申請に対して、二つとも援助決定ができないとい

う状況が続いているわけである。

準生保免除という制度もある。しかし、資力回復困難要件という極めて厳しい要件の下に、この準生保免除もなかなか難しい。ほとんど利用されていない状況もある。

先ほど、私が申し上げた生活困窮者に対する法的支援、本当に援助をしなければいけない人たちに対する法的支援を十全なものにする。そして、これを担う我々弁護士に対する費用の問題、持続可能な制度として、法テラスを維持・発展させていくには、やはり労力に見合う費用というものを設定しながら、担い手の確保を図っていくということも求められている時代になっていると思う。

法務省との間で今直面する法律扶助の課題そのものに対して多くの課題があるが、そういったものを検討しようと合意をした。もちろん法テラスにも入っていただかなければならない。そういったことで、私たちはこの問題に正面から取り組んでいきたいと思っている。会員の皆様方には、是非ともこの動向に注目していただき、御支援を頂きたい。

当初は、9月29日・30日の旭川の人権大会において、この決議を上げようということも考えていたが、総合法律支援本部が、この問題はやはり全国的な運動の中でやっていきたいという希望を述べた。確かにそうだなと。来年3月の臨時総会に向け、私どもは大きな運動を作り、市民、立法提案、立法当局である国会議員の皆様にも理解を得る。そして財務当局にも理解を得ると、そういう幅広い国民的な運動を展開しながら、この法律扶助制度の改革に向けて、頑張ってもらいたいと思っている次第である。

二つ目は民事司法改革である。この民事司法改革にも、大きくいろいろな課題があるが、提訴手数料低・定額化、これには日弁連は方向性を持っているわけである。アクセスの大きな課題である。これを低・定額化することによって、国民が利用しやすい民事司法を作っていく、これもとても大事なことである。そして、裁判が始まれば情報・証拠に基づいて裁判が行われる。情報・証拠の拡充、こういった課題にも我々は正面から取り組んで制度設計をして、提案をしていかなければならない。

また、損害賠償の改革も必要である。加害者が一方で利益を上げながら、被害者が大きな被害を被っている。その不公平を解消するには、利益を得た加害者から利益を剥奪させる。あるいは損害賠償額も、今のような低いものではなくて、もっともっと被害者に対する救済となるように額も上げていく必要がある。こういった損害賠償の改革、これは中長期的な課題ではあるが、今民事司法改革総合推進本部の中でも議論をされている。こういった課題に、裁判所の人的・物的基盤整備と併せて、大きな絵を描いてこれに取り組んでいく、これはとても大事である。

市民にとって利用しやすい司法を作ると同時に、我々弁護士の業務がこれによって拡大をする、市民と弁護士がウィン・ウィンの関係になることはとても大事なことである。こういったことにも御支援を頂きたい。

三つ目は、刑事の分野である。再審法の改正に向けて頑張ってもらいたいと思う。6月22日には、大崎事件の第4次請求の鹿児島地裁の決定が出る予定である。原口さんは、95歳に近い高齢である。命との戦いである。第3次では、地裁、高裁では再審決定が出た。しかし、最高裁に行って請求が認められなかった。もう一度振り出しに戻っている。22日はどういう結果が出るか分からない。しかし、これが認められれば、もう上告は認

めない。検察官の上告はもうやめる。そして、有罪か無罪の実体審理に入っていく。そういったことが望まれる。また、証拠もちゃんと出してもらわなければならない。再審格差と言われるように、裁判官の裁量によって証拠が出たり出なかったりする。こういうことはもうやめなければならない。

私たちは、最大の人権NGO、日弁連・弁護士会である。こういった問題に正面から取り組んで、市民、そして国会の皆様、こういった課題に是非とも御理解いただいて、再審法の改正を実現していきたいと、そのように思っている。どうか、こういった問題にも御助力を頂きたい。

法テラス、民事司法改革、再審法、全て法律改正と予算を伴う。こういった課題を解決するには、先生方が地元で政治家の皆様と付き合ってください、そして支援を頂くためのロビー活動もやっていただくことがとても大事である。日弁連には、菊地裕太郎理事長をはじめとする弁政連という組織が外郭団体としてある。その組織率については、各士業団体は我々の数倍どころか、ものすごい大きな政治的なパワー・ポリティクスをもって、政治、市民に働きかけている。我々は、まだまだ非常に力が弱い。この弁政連との連携に向けても、各弁護士会で支部も作っておられないところもまだある。どうか支部も作り、組織率も上げていただいて、弁政連との連携を日弁連としても強力に図って行って、我々の大きな政策課題を実現していく。そのためにも、御尽力を頂きたいと思っている次第である。

四つ目は、D&I、ダイバーシティ・アンド・インクルージョンである。私たちの弁護士会にももちろんだが、障害のある方、LGBT、多くの多様な方が、様々な形で様々な差異を持ちながらこの社会を形成している。そういった方々を尊敬し、認め、そして活かしていくと、そういった社会を作っていく。これは、正に多様性の中の調和を求める大きな動きであり、我々法律家は、この問題に率先して対応し、推進をしていく必要がある。

そのためには、ダイバーシティの推進、あるいはパワハラ・セクハラ、こういった課題も無くしていかなければならない。このD&I、こういった取組にも私ども執行部は、皆様方とともに、全力で取り組んでいくための運動をしていきたい。

五つ目は、小規模弁護士会に対する支援の問題である。小規模弁護士会というのは、御承知のように200人未満、そして日弁連会員数の0.5%以下の弁護士会のことであるが、皆さんは、幾つ今小規模弁護士会があるか御存知だろうか。52弁護士会のうち実に28弁護士会が、小規模弁護士会である。小規模弁護士会の合計の会員数が日弁連の弁護士会員数に占める割合は、約1割である。

ところが、この1割の会員の皆様方が、全国の国土の55%をカバーして、民事はもちろん、当番弁護、被疑者弁護、被告人国選、こういった課題について日々人権活動に邁進をいただいているわけである。

私は、東京弁護士会という大弁護士会の出身ではあるが、私たちは、小規模弁護士会の日頃のこういった活動に共感をしながら、日弁連として小規模弁護士会にどういう支援をする方法があるのか、財政的な支援はもちろんであるが、様々な意見書発信、会議の運営の仕方、意見集約の方法についても、小規模弁護士会の皆様方への配慮というのは、とても大事なことである。それは、日弁連の一体性、そして弁護士自治という大きな私たちの

目標のためにも、とても大事なことである。私ども執行部も、どういうふうに対応していったらいいのか、考えていかなければいけないと、頑張っているところである。

最後に、憲法と平和の問題に触れておきたい。2月24日、ロシアのウクライナ侵攻が始まった。今本当に世界の平和が、こんなに大きな課題となり、我が国でも憲法の関連でも大きなイシューになっている。

ロシアは、国連の常任理事国として世界の平和に責任を持たなければいけない。そういう立ち位置にある。ロシア自らがウクライナという主権国家の主権と領土を侵害し、そして多くの人たちを殺してしまっている。こういった事実は、本当に許し難いひどいものである。最大の人権NGO団体の会員である我々弁護士、弁護士会は、この問題に正面から立ち向かって、憲法のあるべき姿、そして平和というものについて、意見を発信していく、これはとても大事なことだと思っている。私たちは恒久平和を理念とする憲法の前文、そして戦争放棄の9条、国際協調の98条、こういった憲法の背骨を社会に発信し、この日本の平和と憲法の問題にも発信していかなければならない。

集団的自衛権、これは本当に残念なことであるが、立憲主義に違反する立法であった。今集団的自衛権をテコにしながら、台湾有事は我々日本の有事になりかねない状況がある。こういった問題についても、私たちは、先ほど申し上げた大きな理念の下、社会に発信をし、国民市民の皆様方に訴えていく。平和外交の重要性にも応えていかなければならない。

各弁護士会で日頃活動しておられる先生方にも、こういった問題についても御尽力を頂かなければならないと思っている次第である。

9月29日・30日、日本弁護士連合会の第64回人権擁護大会、もう御案内が皆様のところに行っていると思う。池田めぐみ会長、小林史人実行委員長を中心にしながら、旭川弁護士会の方々が一丸となって、この準備をされている。昨年の岡山の人権擁護大会に引き続き、どうかこの旭川の大会に皆で行って、そしてこの人権擁護大会を盛り上げてもらいたい。そこでは、デジタル化の問題、原発の問題、アイヌの問題、こういった課題が議論される予定になっている。決議も上がる。どうか、皆様方にも御支援を頂き、そして皆で盛り上げていきたい。人権大会への参加申込みを是非ともよろしく願う次第である。

以上、私から御挨拶を申し上げて、冒頭の話にさせていただきたい。

それでは、第73回定期総会を開会する。開会に当たり、定足数の充足を確認する。会則第40条の3によれば、総会は代理人及び書面によって議決権を行使する者を含め、5,000個以上の議決権を有する弁護士会又は弁護士である会員の出席がなければ、議事を開き議決をすることができないとされている。12時20分現在、既に本人出席183名、代理出席5,712名、会出席23名、合計して5,918名が受付を済まされている。また、事前に代理人から書面によって提出された議決権の数は790個、弁護士会から書面によって提出された議決権の数は11個である。

以上により、定足数を満たしていると認められるので、開会を宣言する。

続いて正副議長の選任手続がなされ、小林会長が選任方法について議場に諮ったところ、坂井愛会員（第二東京）から、選挙によらず、会長が指名する方法で、議長及び副議長2

名を選出されたいとの動議が提出され、他に意見がなかったため、小林会長が動議を議場に諮ったところ、賛成多数で可決された。

動議可決を受けて、小林会長は、議長として小田修司会員（第一東京）、副議長として芹澤眞澄会員（東京）及び滝口広子会員（大阪）をそれぞれ指名し、正副議長から挨拶がなされた。

議事規程第5条に基づき、小林会長から議案が提出された。また、書面によって行使された議決権の賛否の内訳についても提出された。

議長は、議事録署名者として、寺町東子会員（東京）、北代八重子会員（第一東京）及び中村隆夫会員（第二東京）の3名を指名した。

議長は、議事に入る旨を宣した。

芹澤副議長 「本日の議事などに関する御願いを申し上げる。本日の総会は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐ対策として、クレオ内の座席を大幅に減らすとともに、クレオ以外にも2階ロビー、1階エントランス、17階1701、1702、1703、1704及び1705号室を議場とし、クレオと一体の議場として取り扱い、クレオ内の映像及び音声を中継する。クレオが満席になった時点で、今申し上げた場所を順次議場として拡張する。

なお、17階の様子は、モニターで確認できる態勢を取っている。また、2階ロビーは、副議長が管理するが、17階及び1階エントランスの議場については、管理する者が必要であるため、後ほど議長が指名する議場管理責任者に管理をしていただく。

クレオを含む各議場は、換気のため議場閉鎖時でも扉は開けたままとするので、事務局の案内に御注意いただきたい。議場閉鎖中は、扉が開いていても議場への出入りはできない。議場において発言される際の注意事項であるが、発言しようとする会員は、まず挙手をして「議長」と呼んでいただきたい。許可を受けずに発言することはできない。発言の際は、必ずマスクを着用していただきたい。議長の発言許可があった場合には、所属弁護士会と氏名をフルネームで告げた上、発言し、発言は、必ず場内のスタンドマイクを使用していただきたい。

以上の点は、整然とした議事進行の上からも、また記録上も重要であるため、是非御守りいただきたい。なお、発言後は、マイクに備え付けている消毒シートを使って、発言者御自身でマイクを拭いて消毒していただきたい。また、クレオ以外の議場で出席する会員の発言については、クレオのマイクで発言いただくこととする。発言権を確保するため17階の議場で出席する会員が発言を希望する場合は、各議場の議場管理責任者に御申出いただき、2階クレオ内までお越しいただきたい。クレオ内に質問者用の待機席を用意しているので、あらかじめ御移動いただくとスムーズになる。

席数の関係で、発言後は元の議場にお戻りいただく。クレオ2階及び1階エントランスで出席する会員が発言を希望する場合は、申出は不要であり、直接クレオ内の待機席にお

越しいただきたい。受付及び議場内の職員において、質問・意見用紙を用意しているため、質疑や討論を希望する会員は、できるだけあらかじめこれに記入され、場内の職員にお渡ししたい。

あらかじめ代理人を選任していながら、本日出席された方に御案内をする。自ら議決権を行使される場合は、代理人から、御自分の議決権を戻してもらい必要があるため、受付に御申出いただきたい。なお、出席者票を持たないまま挙手をされてもカウントはされないため御注意いただきたい。

採決の際の議決権の行使についてであるが、採決に際しては、挙手により掲げられた出席者票の数、出席者票に記載された代理議決権の数及び会出席の数を合計したものが、議決権の数としてカウントされる。賛成、反対、棄権のいずれにも挙手されない場合、出席者票を掲げないで挙手された場合には、いずれもカウントされないため、御注意いただきたい。

なお、都合があり途中でお帰りになる場合には、必ず出席者票を議場外の回収用ボックスか受付にお戻しいただきたい。

賛否双方の会員から代理人選任を受けている方、いわゆる議決権の分離行使について申し上げる。議案によって、賛否の数の振り分けを変更する必要がある場合には、各議案の採決となる前に、あらかじめ受付において、手続を受けていただきたい。

外国法事務弁護士は、本総会の議案については、第5号議案について意見を述べ、議決権を行使することができる。また、第1号議案から第3号議案までの決算及び予算の議案のうち、直接、外国法事務弁護士に関する事項について、意見を述べることができる。

総会の議事は、会則第54条第1項により公開されている。傍聴席を設けたため、傍聴される方は、その傍聴席で傍聴をお願いする。なお、傍聴の方は、発言することはできない。

本日の総会は、各弁護士会の会場にインターネット中継で同時配信し、希望する会員が傍聴できるようにしている。

冒頭で御案内したとおり、クレオ以外の弁護士会館内の議場と中継するが、万一中継が途絶した場合は、復旧作業を行う。復旧作業中は休憩するため、議長の指示に従っていただきたい。また、傍聴のために各弁護士会に配信しているインターネット中継については、仮に途絶した場合でも議事を進行するため、あらかじめ御了承いただきたい。

なお、本総会の録画データは、追って日弁連総合研修サイトに掲載する予定である。」

議長 「副議長からお願いした点については、よろしく申し上げます。とりわけ、議事を円滑に進行するため質疑や討論を希望される会員は、できるだけあらかじめ質問・意見用紙に記入され、場内の職員にお渡しいただくようお願い申し上げます。1階エントランス及び17階の議場について、以下の会員を議場管理責任者に指名する。2階ロビーは、副議長が管理する。

1階エントランスは、永塚良知会員（第一東京）、17階の会議室は、二川裕之会員（神奈川県）、大坪和敏会員（東京）。状況に応じて、議場管理責任者の皆様には、適宜役割を相互補完していただくようお願いする。

進行について、お願いがある。本日は、全国から会員が参集されている。重要な議案が多数予定されているところであるが、議長としては、充実した議論を重視しながらも、厳正な進行と時間配分に十分に配慮してまいりたい。そのため、発言はできるだけ簡潔に、質疑は一人2分、討論は一人3分以内にまとめていただくようお願いする。

また、内容が重複する発言は控えていただくよう、重ねてお願い申し上げます。

議事に入る。なお、議案の朗読については、時間の関係もあるので、全ての議案について省略する。」

## **[報告事項] 令和3年度会務報告の件**

議長は、報告事項「令和3年度会務報告の件」を議案に供した。

矢倉昌子副会長から、次のとおり報告がなされた。

令和3年度の会務報告を申し上げます。時間が限られているので、数点に絞って御報告する。各課題の詳細は、会員専用ホームページに2021年度会務報告書を掲載している。掲載場所の詳しい御案内は、配布資料に入れているので、適宜御参照いただきたい。なお、冊子を御希望の会員には、大部ではあるが、用意があるので、受付で御申出いただきたい。報告に入る。

2021年度も2020年度に続き、新型コロナウイルスの感染拡大が続く中で始まった。4月23日に、東京都、大阪府、京都府、兵庫県を対象に発出された緊急事態宣言は、その後、対象地域を変更しながらも延長され、9月30日ようやく全面的に解除された。しかし、その後も年が明けた1月以降は、新種のオミクロン株等で感染者数が大幅に増え、複数の地域にまん延防止等重点措置が適用されるなど、年度の最後まで感染対策に予断を許さない会務運営になった。

ただ、委員会活動は、オンラインを併用しながら活発に行われ、総会、理事会、法定委員会は、2020年度の臨時総会で改正された会則等に基づいて開催された。昨年12月の臨時総会で、一般会費と特別会費が減額されたということは、皆様の御記憶にも新しいと思う。

コロナ対応の取組として、2021年2月から開始された法律相談センターを中心とした弁護士会による無料法律相談事業を継続し、今年3月時点で累計4,700件の相談が寄せられた。

また、ワクチン予防接種に係る人権差別問題ホットライン、全国一斉生活保護ホットライン、全国一斉生活相談ホットラインを実施し、市民から多数の相談が寄せられた。御協力いただいた各地の弁護士会や会員の皆様には、改めて御礼を申し上げます。

コロナ禍で開催されたイベントとして、代表的なものは、岡山で行われた第63回人権擁護大会が挙げられる。2年ぶりの開催になったが、大会では、三つの決議と二つの宣言が採択され、地元岡山弁護士会からは、ハンセン病問題の取組に関する特別報告が行われ

た。コロナ禍での運営は、多方面への配慮が必要となるので、岡山弁護士会には、大変な御苦労があったと思う。今年の人権擁護大会は、9月29日・30日に旭川で開催される。地元旭川弁護士会と連携して、感染対策を講じながら工夫を凝らして準備を進めているので、是非御参加いただきたい。

次に、法曹養成と若手会員の支援に関する取組について報告する。司法試験合格者数1,500人達成後の更なる減員について検証するため、2020年7月に法曹養成制度改革実現本部内に法曹人口検証本部を設置し、客観的なデータに基づいて検証を行ってきた。

検証結果を取りまとめた法曹人口政策に関する当面の対処方針は、今年3月の理事会で承認された。同対処方針は、弁護士の活動領域の拡大や法曹の魅力発信による法曹志望者増加などに積極的に取り組むことが一体として含まれた内容となっている。

このうち法曹志望者増に関する取組として、昨年度は、各地の弁護士会と連携しながら積極的に発信し、年度末の3月28日には、高校生、大学生向けに「弁護士になるキミへ」をハイブリッド形式で開催した。

法曹志望者増は、今年度の会務執行方針でも喫緊の課題として掲げており、小林新会長の下、取組を継続・強化していく所存である。また、若手会員への支援策として、公益的活動や先進的取組等に対して最大で30万円の支援又は助成を行う若手チャレンジ基金制度を創設した。想定を大幅に超える526件の応募があり、そのうち先進的取組は62件あった。先進的取組については、2月に表彰式を行うとともに、表彰された取組の概要を会員専用サイトに掲載しているため、是非御覧いただきたい。若手会員の意欲溢れる取組は、弁護士会、業界全体の財産になる。小林執行部では、同基金制度を拡充して、若手会員のチャレンジをより促進していきたいと考えている。

最後になるが、日本弁護士連合会男女共同参画施策基本大綱に基づく定期総会における年次報告として、男女共同参画に向けた取組について御報告する。

2018年に策定された第3次日本弁護士連合会男女共同参画基本計画では、5年目の本年度までに副会長及び理事の女性割合を20%以上にする中間目標が掲げられている。当連合会では、2018年度からいわゆる女性副会長クォータ制を導入している。これまでに10名のクォータ制副会長が誕生しており、本年度は3月の代議員会において、札幌弁護士会の秀嶋ゆかり副会長、大阪弁護士会の私、矢倉昌子がクォータ制副会長として選任された。また、従来13人枠にも4人の女性会員が副会長に選任され、今年度の女性副会長は、合計6名となっている。また、2021年度からは、いわゆる女性理事クォータ制が開始され、4名のクォータ制理事を含め、女性理事は計20名であった。制度2年目の本年度も計16名の女性理事が、理事会で活発に意見を発信している。

これらの施策が実施される中で、本年度は副会長の女性割合は40%、理事の女性割合は約21.3%に到達し、副会長、理事ともに基本計画における目標を達成した。弁護士の更なる男女共同参画の推進のために、今後第3次基本計画の達成状況の検証とともに、第4次基本計画の策定も必要になるところである。

全国各地においても、引き続き御協力を賜るようよろしくお願いする。この他にも縷々御報告したいところではあるが、この程度にさせていただく。全国各地で、日弁連の取組をお支えいただいた会員の皆様に、改めて御礼を申し上げるとともに、引き続き当連合会

の活動に賜りたくお願いをし、会務報告とさせていただく。

議長は、令和3年度会務報告に関する質疑については、議案の審議の最後に一括して行う旨を宣した。

#### **【第1号議案】 令和3年度（一般会計・特別会計）決算報告承認の件**

議長は、第1号議案「令和3年度（一般会計・特別会計）決算報告承認の件」を議題に供し、三原秀哲令和3年度経理委員長から、次のとおり議案の趣旨説明がなされた。

令和3年度の決算について、御説明させていただく

一般会計から説明する。2021年度一般会計の決算の概要であるが、当年度の収入は61億5,045万円であり、支出は48億346万円となった。当期収支差額の2021年度の決算は13億4,699万円の黒字となった。前年度令和2年度は、19億円を超える黒字であった。前年度ほどではないが、引き続き令和3年度も大幅な黒字決算ということになった。

なぜこのような大きな黒字となったのかということだが、前年度と同様に残念ながら令和3年度も新型コロナの影響で、収入に比べて支出が少なかったことが原因である。

前年度令和2年度からの繰越金、これが52億997万円であった。2021年度の黒字決算額の13億4,699万円、これを合計すると、次期繰越金収支差額が65億5,696万円である。以上が、決算の一番大事なところであるが、この概略については、もう少し細かく説明を申し上げたい。

決算額の会費収入が58億5,655万円、予算を2,495万円上回ったということになる。収入の他の科目としては、登録料収入、事業収入、諸受入金収入は予算を上回ったが、利息収入、雑収入は予算を若干下回った。以上を合わせた事業活動収入の合計が61億5,045万円、予算を3,591万円上回ったということになる。

支出は、まず一つ目が会議費支出である。予算としては2億3,400万円を計上したが、決算は1億4,372万円であり、9,027万円の予算残となった。

委員会費支出予算は8億3,470万円計上したが、決算は1億8,982万円であり、合計で6億4,487万円の予算残となった。

個別の委員会の決算は、今年度の予算を超過した委員会はなかった。

次は事業費支出である。予算は14億4,780万円を計上したが、決算額は会長選挙執行費、身分証明書製作費、会員向けメンタルヘルス相談事業費、保険事務費の四つは支出超過となったが、全体では、10億6,993万円の決算で、3億7,786万円の予算残であった。

事務費支出の予算は27億588万円だったのに対し、公租公課支出のみ支出超過になったが、全体としては25億5,601万円の決算で、1億4,986万円の予算残となった。

一般会計から他会計への繰入支出については、退職手当積立金特別会計、法律援助基金会計、日弁連ひまわり基金会計に対して、決算額は予算と同額を支出した。なお、会館特別会計は、会員一人当たり月額700円の繰入れを行うことになっているので、会員数を基に予算よりも148万円多い3億3,538万円を繰り入れたということになった。

予備費1億円の支出はなかった。

以上から、2021年度の支出合計は48億346万円、予算を13億7,281万円下回る黒字決算となった。以上が一般会計である。

特別会計について御説明申し上げる。特別会計のうち主な会計を説明する。退職手当積立金特別会計は一般会計から2億円の繰入れを行った。他方、退職金の支払は9,821万円であった。

会館特別会計は、事業活動収入は会員一人当たり月額700円の一般会計からの繰入金3億3538万円などであった。投資活動収入として、大規模修繕積立基金取崩収入及び長期性預金取崩収入等の合計で13億5,847万円あった。長期性預金取崩収入というのは、定期預金の解約ということである。

支出には、事業活動支出、投資活動支出、財務活動支出の大きく三つの支出があり、これらを合計すると9億9,485万円となり、単年度収支は7億2,229万円の黒字で、次期繰越金は44億6,971万円となった。

法律援助基金会計は、法テラスに対する委託業務に関する収支を管理する特別会計である。収入は、特別会費収入が4億3,211万円、贖罪寄付等の寄付金収入が8,364万円、一般会計からの繰入金1億円などの合計6億1,575万円であった。支出の合計額は、5億5,569万円であった。

以上の結果、単年度収支は、6,006万円の黒字、次期繰越金は13億779万円となった。

日弁連重要課題特別会計は、いわゆる谷間世代の会員に対して給付金を支給するための会計である。支出は、事業活動支出計として合計2億5,676万円で、ほとんどが対象となる会員への給付金である。

少年・刑事財政基金会計は、特別会費収入7億6,803万円に対して、初回接見通訳費、刑事被疑者弁護援助委託事業費等の合計支出が3億3,832万円であった。単年度収支は、4億2,971万円の黒字、次期繰越金は、23億5,142万円となった。

日弁連ひまわり基金会計の収入は、一般会計からの繰入金2億円などである。支出だが、過疎地の法律相談センター維持費、公設事務所維持費等で事業活動支出、投資活動支出と合わせると、合計2億5,027万円で、単年度収支は1,777万円の赤字となり、次期繰越金は13億8,311万円になった。特別会計の主なものの説明は以上である。

これまで御説明申し上げた一般会計・特別会計の決算は、本年4月15日の2021年度の経理委員会の承認を頂いている。また、同年4月19日の2021年度監事による監査を経ていることを併せて御報告申し上げます。

続いて、議長は、令和3年度監事に監査報告を求め、前川晶令和3年度監事から、監査した結果、令和3年度に係る財務諸表、すなわち貸借対照表、正味財産増減計算書、財産

目録及びキャッシュフロー計算書並びに収支計算書は、いずれも資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を適正に表示しているものと認めた旨の監査報告がなされた。

議長から、質疑及び討論を一括する旨の提案がなされ、議場において異議なく承認されたことから、議長は、質疑及び討論を一括して行う旨を宣した。

国府泰道会員（大阪） 「私は、日弁連では、消費者問題対策委員会、それから民事司法改革総合推進本部といった委員会で活動してきた。御承知のように、IT化ということで民事訴訟法の改正が行われたが、今日はその中でも期間限定訴訟について、日弁連の対応に問題があったのではないかということ指摘し、日弁連の対応の在り方について、質問と併せて要望をさせていただきたいと思っている。

法制審の中間取りまとめに対するパブリックコメントがあったが、日弁連は、中間取りまとめに賛成せず、その理由の一つとしては、立法事実の精査が必要であり、また、訴訟代理人が付くことが必須であるといった意見を述べていた。しかし、結局、法制審においても立法事実についての議論が深められず、また条文案としては、訴訟代理人が必須とはされていないまま、議論が終了してしまった。

ここでは、立法事実の点のみを述べたいと思うが、国会に入り、法務省は期間予測の困難なことが裁判の利用を躊躇させており、期間の予測可能性を高めるということが、立法の目的であるといった説明をされていた。そして、立法事実を根拠付けるものとして、菅原教授らによる民事裁判利用者調査が使われてきていたわけである。

しかしながら、国会での質疑で民事裁判利用者調査は、期間予測の困難なことが、裁判の利用を躊躇させているといったデータは、実はなかったということが明らかとなった。

そうすると、法務省は、法制審である委員がそのように言っていたということのみを根拠にするようになった。つまり、立法事実という法改正の根幹に関わる内容で、根拠があまりにも薄弱だったことが明らかになっている。これは、法務省にとっても、また、審議に関わってきた日弁連にとっても大変恥ずかしいことではないか。

日弁連意見書では、立法事実の精査を求めながら、実際には法制審の場でその精査を求めるような取組を怠ってきたのが現実である。法制審の後半に修正案として出されてきた制度案、これは法定審理期間訴訟手続と言われるものだが、立法事実明らかではない、訴訟代理人も必須とはされていないといったものであった。

これに対して、全国の10弁護士会から反対意見や慎重意見が出されていたが、日弁連は、結局何らの意見も述べないままであった。日弁連としては、意見を表明しないという対応で臨まれたようである。このような期間限定訴訟についての問題について、日弁連としては、もっとしっかり対応すべきであり、意見を述べるべきであった。新しい制度案に対する見解を示さないといった対応でよかったのか。この点について、執行部に対して質問申し上げる。

加えて、新執行部への要望であるが、今後運用が具体化されていくわけであるから、この問題を扱う日弁連内の体制を見直して、裁判を受ける権利の観点から、日弁連が適切な

意見表明ができるような体制にしていくことを要望申し上げたい。」

伊井和彦副会長 「前年度執行部の姿勢について、新執行部としてどう思うかということも含めた御質問だと思う。回答させていただく。

質問いただいた国府先生におかれては、国会の審議において参考人として、期間限定訴訟の問題点を指摘して、御主張いただいたことについてはよく存じ上げている。10の弁護士会等から、反対すべきであるという意見が出てきたことも事実である。

私どもは4月から任期が始まったが、2月、3月から担当する予定の委員会には出ており、その議論も聞いていた。民事裁判手続等のIT化に関する検討ワーキンググループでは、もちろんこの制度について、そのような観点から強く反対する意見を出される方もたくさんおられる。

ただ、一方で、特に若い世代の弁護士の中では、やはり訴訟の期間が長いということが、民事訴訟の利用の促進の弊害になっていると、その改革のためにはこういう制度があってもいいのではないかと、むしろこういう制度を促進すべきではないかと意見をおっしゃる若い先生たちも実はたくさんいる。

私が所属している東京弁護士会でもこの議論を昨年したことがあるが、やはり同じように、こういう制度を作った場合の問題点について、いろいろ危惧する意見も出れば、他方で、それはそれで解決策を講じながら民事訴訟の促進につながる制度をやっていくべきではないかという意見を、やはり若い世代の人がたくさん言う状況もあった。

あくまで前年度執行部の判断であるから、私がどうこう言えることではないが、日弁連の中でいろいろ意見が分かれる中で、この問題について、断固反対するという意見を出すことも、逆に積極的にこういう制度を促進すべきだという意見も、日弁連としては出さないという決断を前年度執行部はされたのではないかと思う。

この議論が、正に今年の通常国会の中でなされてきて、最終的には4月に衆議院を通過し、5月に参議院を通ったわけであるが、その議論の過程の中で、日弁連として断定的な意見を出すことが難しかったのではなかろうかと思う。

今回の民事訴訟法等の一部を改正する法律の成立に当たっては、新執行部の小林会長から会長声明を出させていただいている。会長声明では、IT化を促進することは、大きな前進であると評価するとしながらも、今回のIT化の法案について、多々問題点があることを指摘している。

その中で、この法定審理期間訴訟手続については、裁判を受ける権利が損なわれることのないよう、今後の運用の検証が重要であると述べさせていただいている。つまり今のこの制度は、運用の仕方や今後の裁判所の対応によっては、正に裁判を受ける権利を損なうおそれもあるということを感じているからこそ、会長声明で裁判を受ける権利が損なわれることのないよう検証することが重要であると御指摘をさせていただいた。

したがって、そのようなことがないよう今後、適用の検証を進めていくということが重要であろうと思う。今回のIT化法案は、実際の施行は公布後4年以内であり、具体的にどの項目がいつから始まるかということもまだ正式に決まったわけではないので、この期間限定訴訟、法定審理期間訴訟手続が実際にいつから始まるかというのはまだ具体的に決

まったわけではないが、今後この訴訟手続が始まれば、全国からどのような運用がなされているかという実態の報告を受け、日弁連としてこれを検証し、これはおかしい、まずいと思うところがあれば、提言をしていくことになるのだろうと思う。」

議長は、他に質疑及び討論を希望する者がいないことを確認し、質疑及び討論を終了して採決に入る旨を宣した。書面による議決権行使及び挙手による採決の結果、第1号議案は賛成多数で可決された。

**[第2号議案] 令和4年度（一般会計・特別会計）予算議決の件**

**[第3号議案] 令和5年度（一般会計・特別会計）暫定予算議決の件**

議長は、第2号議案「令和4年度（一般会計・特別会計）予算議決の件」及び第3号議案「令和5年度（一般会計・特別会計）暫定予算議決の件」を一括して議題に供し、審議は一括して行うが、採決は個別に行うことを宣した。

松村真理子副会長から、次のとおり趣旨説明がなされた。

2022年度（一般会計・特別会計）予算案と、2023年度（一般会計・特別会計）暫定予算案について説明する。なお、予算の金額については、1万円未満は原則として切り捨てて説明させていただく。

2022年度予算案について、一般会計の予算の概要について説明する。収入面では、事業活動収入計に52億4,614万円が計上されている。2021年度決算との比較では、9億431万円の収入減になっている。本年4月から、一般会費が月額2,200円減額されたので、それにより、会費収入が約9億2,200万円減ることが予想され、事業活動収入全体で大幅な減収となっていることが原因である。

支出面の、事業活動収支については、会議費支出を2億3,400万円、委員会費支出を8億3,470万円、事業費支出を15億9,490万円、事務費支出を27億3,293万円、他会計への繰入支出を12億4,520万円としている。その他予備費1億円などを計上し、支出全体としては、67億6,173万円とした。

以上の結果、2022年度の一般会計は、単年度収支で15億1,559万円の赤字予算となっている。

以上が全体の概要である。続いて、本年度の予算編成の特徴や特に配慮した項目について、説明する。

日弁連の収入の大半を占める会費収入は、4月からの会費減額の影響を考慮した結果、49億3,450万円を計上した。登録料収入については、今年度は、コロナの影響で司法修習生の一斉登録が74期、75期と2回あるので、前年度の決算額よりも約2,500万円増額の5,635万円とした。事業収入及び雑収入は、過去5年間の決算額等を基に計上している。

以上により、2022年度の一般会計の収入として52億4,614万円を計上した。

次に、支出について、説明する。会議費支出は、前年度予算と同額の2億3,400万円とした。委員会支出も、前年度予算と同額の8億3,470万円とした。

会議費支出と委員会費支出は、旅費に関する予算が大きく影響するところである。この点につき、前年度は、リアル会議が前提の法定委員会等を除き、旅費について過去5年間の決算平均の5割を目安として各委員会への予算の割り振りを行っている。

本年度も、まだコロナが完全に収束したとは言えないこと、ウェブによる会議の開催が定着してきていることから、前年度の方針を継続することとした。なお、委員会の予備経費には、前年度と同様に約1億5,000万円を計上しており、今後コロナの状況が好転するなどして旅費等の支出が増加した場合でも、相応の対応ができるようにしている。

事業費支出について説明する。まず、若手会員支援活動費支出を前年度から大幅に増額して2億円計上した。これは、若手会員に対する支援を充実させるために創設された若手チャレンジ基金制度に基づく若手支援の財源を十分に確保するための予算措置である。

次に、新型コロナ対応のための予算として、COVID-19対策関連事業費は、前年度は2億円の予算だったが、決算の結果やコロナの感染状況を踏まえて、今年度の予算は1億5,000万円とした。

また、本年度も弁護士会に対する支援について配慮をしている。弁護士会等活動活性化費用補助金について、1億4,000万円を計上し、小規模弁護士会助成費として、規程の上限の7,800万円、更に弁護実務修習援助費に1,430万円を計上している。

広報活動は、戦略的な広報活動を継続して全国的に実施するために、広報宣伝費支出に1億1,000万円を計上した。依頼者見舞金は、4月理事会で今年度の上限が1億円と定められたため、弔慰金見舞金支出としての2億4,250万円うち1億円を依頼者見舞金として予算計上している。

事務費支出は、科目の新設などはなく、過去5年間の決算額などを基に予算計上をした。

続いて、特別会計のうち主なものについて説明をする。会館特別会計について、まず、事業活動収入としては、毎月の一般会費から会員一人当たり月額700円の繰入れが主な収入である。

さらに、将来の弁護士会館の大規模修繕に備えて、2022年度は4億円ほど多く一般会計から繰り入れることにしている。

支出については、弁護士会館の維持管理にかかる費用の他、各種ITシステムの維持、改修費用等がこの特別会計に計上されている。

法律援助基金会計であるが、こちらは、収入としては月額800円の特別会計費を徴収している。これに加えて、一般会計から、前年度と同額の1億円を繰り入れている。

支出については、法テラスに委託している各法律援助事業の委託経費等の事業活動支出として、7億3,098万円を計上した。

少年・刑事財政基金会計の収入としては、月額1,300円の特別会費を徴収している。支出は、少年・刑事の委託援助事業に要する費用など、事業活動支出として6億2,254万円を計上した。

最後に日弁連ひまわり基金会計は、一般会計からの繰入れが主な収入となっている。今

年度は、前年度と同額の2億円を計上した。主な支出としては、公設事務所維持費に1億1,860万円を、法律相談センター維持費に1億850万円を計上している。

続いて、2023年度（一般会計及び特別会計）暫定予算案についてであるが、会計及び資産に関する規程に基づき、予算成立までの間、1か月当たり2022年度予算案の12分の1に相当する金額を予算案として計上している。

最後に、会計規則第6条によれば、定期総会において、予算の議決を得るときは、予算の大科目内の科目の流用について、承認を得ることができると定められている。この費目の流用が必要な場合に備えて、この点についても、併せて御承認を頂きたい。

以上、2022年度の予算案及び2023年度の暫定予算案について御説明申し上げた。2022年度予算は、限られた資金の中で日弁連の諸課題に適切に対処し得るよう配慮した。執行部としては、この予算を基に諸問題を解決し、政策を実現すべく会務運営に当たりたいと考えている。

会員の皆様の御理解・御協力をお願いしたい。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

米田龍玄会員（東京） 「提出された予算案に、弁護士法違反の予算が組まれていると思うので、質問する。言うまでもなく、弁護士は基本的人権を擁護し社会正義を実現することが使命である。今からちょうど21年前、6月8日にある事件が起きている。附属池田小学校での殺戮事件である。小学2年生の女の子が7人、小学1年生の男の子が1人、児童8人の命が次々と奪われた。幼かった生徒たちは、もっと生きたかったであろうし、いつものように、お父さん、お母さんのところへ帰りたかったであろう。加害者は、死刑という形でその責任を負った。

それから、その7年後、2008年、同じ6月8日に今度は東京の秋葉原で無差別殺人事件が起きた。これも7名が死亡した。加害者は、こちらも死刑になった。

二度とこのような凄惨な、悲惨な事件を起こしてはならない。日本は、究極の刑罰として死刑がある。人を殺したら、最悪死刑になるかもしれないと、これに勝る威嚇力はない。死刑制度は、日本国家が故意に人命を奪うことは絶対にしてはならないと禁じるものであり、これは基本的人権擁護のための社会正義である。

私は、被害者の弁護をする中で多くの遺族に接し、愛する家族を失い、加害者の死刑だけを待ち、心のよりどころを支えにして何とか生きながらえている遺族を何人も知っている。私は、弁護士として基本的人権を擁護し、社会正義を実現したい。

しかし、これに反対する団体がいる。日弁連は弁護士の使命、社会正義の実現の足を引っ張る活動をしてよいのか。死刑制度の維持を求める活動は、社会正義の実現には当たらないのか。」

伊井副会長 「社会正義という言葉は、いろいろな意味があり、いろいろな場面があると思っている。

私たちが、死刑廃止という運動に今取り組んでいるのは、個人の生命が最大の人権であ

るという考え方から、これを国家権力の刑罰である死刑という形で奪ってよいものなのかという一つの刑罰制度論として、日弁連は活動してきたつもりである。

国際的にもいろいろな国で死刑は廃止されているが、それらの国々で人を殺すことは絶対悪だということが否定されているわけではない。人を殺すことが絶対悪であることは間違いないが、それに対する刑罰の在り方として、死刑という直接その人の命を奪うという身体刑が許されてよいのかということが、死刑の問題だと思っている。

もちろん、残虐な事件で殺された被害者の御遺族の気持ちは、加害者に対する憎しみで一杯になるのは、これは自然の感情であり、止めようもないものだと思うし、それを批判することは誰にもできない。

しかし、それを守ることだけが社会正義であり、それに違反する死刑廃止の運動が社会正義に反するという考え方は、我々は採っていない。

私どもとしては、かつて同害報復という形で、目には目を歯には歯を、そして命には命をという形で行われるときには死刑という制度が、この近代刑法以降の人権思想の中で、唯一残された体罰としての刑罰だということと、それが人間にとって最も重要な人権である命を奪う刑罰だということについて、これを国家の制度として残しておいていいものかと、こういう制度の改正を会として求めていくということも社会正義の一つだと考えて、この活動をしている。

また、被害者に寄り添って被害者の支援をしている弁護士の活動を決して私たちが否定するものではない。むしろ、そういう方々が一生懸命活動することで、苦しんでいる被害者遺族の方が少しでも救われるのならば、大変有り難いことであるし、その財政的な支援などは必要なことだと思っている。決して死刑の意義を主張することが、社会正義に反すると言っているわけではないが、刑罰制度としての死刑の廃止を求めることは、弁護士の使命と社会正義の実現には資するものだと考えている。」

及川智志会員（千葉県） 「民事訴訟IT化のための本人サポートに関する予算について、5点伺う。まず、前提問題として、2021年度第10回理事会議事概要を拝見すると、各地の弁護士会に本人サポートの窓口を設置する、そして、日弁連は、各弁護士会に補助をするということだが、これについては現執行部も同じお考えか。

2番目、今回の議案のどこにいくらの予算が、本人サポートに関して計上されているのか。それともまだ計上されていないのか。

3番目、日弁連の本人サポートに関する予算は、将来的にどの程度増加していくのか。予測が難しいところもあるのだろうが、大雑把にでも教えていただきたい。

4番目、将来的には、本人サポートに関し、場所や人の確保のための予算を各弁護士会でも確保する必要があるのか。この点に関して、2019年9月の理事会概要を拝見すると、ある理事の方が弁護士会として検討した結果、何もしないということでもいいかと質問したところ、当時の日弁連副会長は、そのとおりであると答えている。

そのとおりではなくて、各弁護士会でも予算を確保して、本人サポートをするようにということになると、とても困ってしまうことになり、各弁護士会でもいろいろと心配されているので、はっきりしていただきたいということで御質問申し上げます。

各弁護士会で予算を確保して、本人サポートをすることになると、どのくらいお金が必要になってくるか、とても気になる。

千葉県弁護士会のような中規模会、そしてもう少し会員の数が少ない小規模会、とても負担が重くなるのではないのかと思っている。この辺のお金の見込みについて、教えていただきたい。」

伊井副会長 「今回の予算案には、本人サポートのための予算というのは、計上されていない。まだ具体的に、どのような形のサポートをしていくべきか何も決まっていない段階であり、予算化することができないので、今年度は予算化されていない。

次に、今後どういう形でそれを求めていくのかということに関してだが、先ほどもお話しした「民事訴訟法等の一部を改正する法律」の成立について、5月に発表した小林会長の会長声明では、IT技術の利用が困難な本人訴訟の当事者をサポートする体制の整備については、裁判所、日本司法支援センター等の公的機関によるサポート体制の充実度との調整を図りつつ、当連合会の「民事裁判手続のIT化における本人サポートに関する基本方針」（2019年（令和元年）9月12日）に則り、本改正法の内容を踏まえて取り組んでいく決意であるという会長声明も出させていただいている。

その2019年9月12日の基本方針では、本人サポートに関しては、弁護士会によるサポートについては、各弁護士会の実情に応じて、会内施設に民事裁判手続のIT化に対応した機器を設置するなどしてサポートするという一つの例として想定をしている。

ただ、日弁連として、具体的に何をどこまで各弁護士会でやっていただきたいということまで、まだ決めていないわけではない。昨年の理事会において、昨年度執行部の一つの考え方として、弁護士会及び弁護士サポート体制という書面が配られているが、その中では、全弁護士会は、民事裁判ITサポートの窓口を設置する、それに対しては弁護士や事務職員が対応に当たるなどが書かれているが、これも一つの例示だと思っている。

もちろん、各弁護士会、各支部において、マンパワー・財政面でいろいろな差があることは当然のことであり、それに沿って、どこまでできるかということは今後我々は考えていかなければならないと思っている。

先ほど申し上げたが、今回改正された法律は、公布から4年の間に施行するとなっており、この本人サポートがいつからどういう始まりで、また、裁判所において、どこまでのことをやっているかということも、いまだはっきりした段階ではないので、今年度は徐々にそういう部分を裁判所にも聞きながら、どういうことを考えているのか探りながら、また弁護士会として、何がどこまでできるのかを各弁護士会の御意見を伺いながら考えていきたいと思っている。

理事者が、何もしなくていいのかとの質問に、そのとおりであると答えたという話があった。私は聞き及んではないが、何もしなくていいというか、できない場合はできない場合もあるという趣旨だろうと思う。

今の御質問に直接なかったが、元々この基本方針を作ったときは、全面的にIT化する、いわゆる甲案が前提であった。しかし、今はあくまで書面を出したい一部の人については、それを認めるという案になったわけであるから、そういう意味では、書面でやればいいで

はないかというお考えもあるかと思う。

ただ、是非IT化した手続でやってみたいという方がいらっしゃったときに、それをサポートする体制がなければ、やはり弁護士会としての責任を果たせないであろう。

国会審議においては日本司法書士会連合会の会長が、衆議院でも参議院でも参考人として出頭し、積極的にこの制度を司法書士会で全国的にやっていくという答弁をしている。弁護士会として、後ろ向きなことを言うわけにはいかない中で、今現在はこういう形で私どもは提言をしており、これから各弁護士会の実情をお聞きしながら作っていきたい。したがって、今後の予算も、そういうことを伺いながら、必要があれば各弁護士会の補助も含めて検討していきたいと思っている。」

及川智志会員（千葉県） 「各弁護士会は、何もしないというわけにはいかないと、そうお答えになったということによろしいか。」

伊井副会長 「基本的には、各弁護士会に対応をお願いするということは、そのとおりである。ただ、現実にはそこまでできないと言われたときにどうするかは、そこで考えるしかないことだと思っている。」

二宮英人会員（東京） 「2点質問させていただきたい。先ほど、令和3年度の決算のところで、委員会費支出、事業費支出が予算より大幅に減っているという状況の説明があった。それを踏まえて、今年度の予算では、前年度の予算と同額、それよりも増やした金額という形になっているが、それはなぜか。先ほどちょっと説明があったが、今コロナの中でオンライン等を使うことによって、そういった支出が減っているという現状があるのに、それが現状維持、もしくは増えているのはなぜか。

2点目は、そういった形で現実問題として前年度の決算としては、予算よりも減っていて、収支的にはよくなっている。そういった状況があるのであれば、会費を減額するとか、会員全体にとって恩恵があるような形で使うことができないのか。あと今話も出ていたが、これから弁護士会がそういうITのサポート等でお金がかかってきそうだとということが考えられるのであれば、それを使わずに今のような形で支出を減らした状態で維持して、そういう大きなものが出てきたときに使えるように蓄えておくということは考えておられないのか。」

松村副会長 「まず、令和3年度の決算で委員会費、事業費等が減っているのに、それと同程度の予算を組んでいるという御指摘は確かにその通りである。ただ、元々令和3年度の予算自体がコロナの感染拡大を考慮して、コロナ前の旅費の5年間平均を計算しまして、その半額を計上している。

そのため、令和4年度の予算についても、コロナ前と同額に戻すということではなくて、コロナの影響を考慮した令和3年度と同様の予算を組んでいるということであり、その点は御理解いただきたい。

支出が減って余剰がある分を会費減額等に回す考えはないのかということについては、

今年度はまだその点は検討していないので、頂いた御意見を参考に今年度検討していきたい。」

米田龍玄会員（東京） 「先ほど伊井先生にお答えを頂いた点と、もう1点ある。死刑制度の廃止の活動のことについて述べていただいたが、質問としては端的には、死刑制度の維持を求める、私のような活動が社会正義の実現に当たらないのかということ、これは社会正義の実現に多分当たると言っていたのだと思う。それはそれでもいいが、そうだとしたら私が社会正義の実現を頑張ろうとしているのを、日弁連は邪魔していいのかという質問である。」

あと、去年13億の黒字だったからといって、なぜ今年15億の赤字決算を組んでいるのか。支出だけを見ると13億円増えている。何でこんなに予算がいきなり増えるのかということをお教えいただきたい。」

伊井副会長 「答え方が適切でなかったかもしれないが、決して日弁連がやっている死刑廃止の活動が、米田さんがやっている被害者・遺族の気持ちに寄り添う活動を妨害しているとは思っていない。遺族の中にはそう思われる方もいるかもしれないが、私たちの活動は私たちの活動として、社会正義のために行っていることである。米田さんが行っている活動が、決して社会正義に反するなどとは全く思わないが、だからといって、私たちの活動は、あなたたちの活動を妨害していると私たちは全く思っていないということはお答えしておく。」

松村副会長 「13億円の赤字予算を組んでいる理由は何かという御指摘であるが、昨年度との比較で申し上げますと、まず9億円については、会費の減額をしたため、昨年度よりも収入が減ることになる。」

残りの4億円は、それ以外の委員会活動、事業費等の活動の今年度企画しているものを見込み、活動が広がったりした場合に足りなくなることがないように余裕をもってプラスしているものと御理解いただきたい。」

横山聡会員（第二東京） 「少年・刑事財政基金会計中、初回接見費支出と初回接見通訳費支出が前年と比べて異常に拡大されているが、何かそういうことが増えるという特別の情報とか持っているのか。」

松村副会長 「2022年度に、少年・刑事財政基金の支出に関する規則が改正され、当番弁護士及び当番付添人についての補助金である初回の接見分は、1件5,000円だったところが、1件1万円に増額された。これを見込んで大幅な予算の増額となっている。」

中西祐一会員（金沢） 「2点質問させていただきたい。1点目は、事務費支出中、会長報酬支出が昨年の決算額と比べて相当減額になっているが、その理由をお聞かせいただ

きたい。

2点目は、一般会計の当期収支差額が15億円の赤字の予算、次期収支繰越差額が50億円となっており、決算額の着地点をどの辺りで見込んでいるかということにもよると思うが、この数字だけ見るとこの規模の予算は、あと3年間しか編成することができない。その後は繰越額がなくなってしまうようにも見えるが、今後の財政の展望について、どのように考えているのかお聞かせいただきたい。」

松村副会長 「1点目については、前年度の荒会長が東京ではなく、仙台にお住まいだったので、会長職に在職中の住宅費が発生していたが、今年度の小林会長は東京にお住まいのため、住宅費は発生しないということで、金額が減っているということになる。

退職金については、会長の任期が2年であり、昨年度は退職されたけれども、今年度はまだ1年目であり退職金の支出もないということでその分も減っていることになる。

2点目の御質問について、難しいところではあるが、これまでの過去の例を検討し、予算通りの金額の赤字の結果になるということにはなかったように思われるので、まずは今年度の収支を見て、それを踏まえて来年度以降検討することになるかと思う。」

議長は、他に質疑がないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨宣した。

米田龍玄会員（東京） 「原案は、死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部に2,000万円の予算が付されているので、反対をする。そして、特別委員会の中の同本部の予算2,000万円をゼロとし、予備経費1億4,710万円を1億6,710万円と変更する修正動議を提出する。」

議長は執行部に意見を求めた。

松村副会長 「執行部としては、先ほどの伊井副会長の回答に基づき、御提案のような修正はしないという意見である。」

議長 「米田さんの提案については、修正案として扱わせていただく。ただ今の説明で、特別委員会の予算2,000万円をゼロとして、予備経費1億4,710万円を1億6,710万円に変更するということだが、更に付け加えることはあるか。」

米田龍玄会員（東京） 「特にないので、諮っていただきたい。」

議長 「もう一度確認する。死刑廃止及び関連する刑罰制度改革実現本部の予算が今年度2,000万ということで計上されているが、これをゼロにして、予備経費1億4,710万円を2,000万円増額して、1億6,710万円に変更するという修正案である。修正案の提出については、出席会員の50名以上の賛成が必要である。修正案の提出に賛成の方の挙手を求める。」

議長は、修正動議の成立について議場に諮ったところ、出席会員50名以上の賛成が得られなかったため、動議は成立しなかった。

議長は、他に討論を希望する者がいないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨を宣した。

まず、第2号議案の採決が行われ、原案及び同一大科目内の科目相互間の流用の件が諮られ、書面による議決権行使及び挙手による採決の結果、賛成多数で可決された。

続いて、第3号議案の採決が行われ、原案及び同一大科目内の科目相互間の流用の件が諮られ、書面による議決権行使及び挙手による採決の結果、賛成多数で可決された。

#### **[第4号議案] 綱紀委員会委員及び綱紀審査会委員選任を理事会に一任する件**

議長は、第4号議案「綱紀委員会委員及び綱紀審査会委員選任を理事会に一任する件」を議題に供した。

多川一成副会長から、次のとおり趣旨説明がなされた。

綱紀委員会委員及び綱紀審査会委員の任期は、いずれも2年となっている。

2023年3月31日に、綱紀委員会の弁護士と学識経験のある者である委員26名のうち半数の13名、綱紀審査会の委員11名のうち5名の任期が満了する。綱紀委員会の弁護士と学識経験のある者である委員13名、綱紀審査会の委員5名の後任の選任について、今後開催される理事会に一任し、その選任をもって本定期総会における選任とすること、また、任期中に欠けた委員の補充選任についても、同様に理事会に一任することを御提案する。

その後、議長から質疑及び討論を省略する旨の提案がなされ、議場において異議なく承認されたことから、第4号議案について採決が行われ、書面による議決権行使及び挙手による採決の結果、賛成多数で可決された。

#### **[第5号議案] 弁護士情報セキュリティ規程制定の件**

議長は、第5号議案「弁護士情報セキュリティ規程制定の件」を議題に供した。

秀嶋ゆかり副会長から、次のとおり趣旨説明がなされた。

第5号議案「弁護士情報セキュリティ規程制定の件」につき、提案理由及び趣旨を説明する。情報通信技術が発達した社会において、組織や社会、企業等において適切な情報セキュリティ対策を採ることが極めて重要な課題になっている。申し上げるまでもなく、私たち弁護士は、事件の処理に当たって依頼者だけでなく第三者の秘密やプライバシーに関する情報を適切に扱い、漏らしてはならないことは職務上の最も基本的な義務であり、この点に関する国民からの揺るぎない信頼があつてこそ、初めて弁護士の職業的存立の基盤が確保されると言える。

御承知のとおり、民事裁判については、オンラインで訴状提出、あるいは口頭弁論でウェブ会議の活用を認めることなどを盛り込んだ民事訴訟法等の一部を改正する法律が、去る5月18日の参議院本会議で成立した。

既に、改正に先立って裁判実務においては、ITを活用した手続が段階的に運用されている。改正法の完全施行後は、弁護士は、オンライン提出が義務化されるので、書証の写しを含めた事件記録をデータで保管することになる。弁護士業務における電子データの取扱いは、飛躍的に増えることが予想される。そのため、セキュリティリスクも格段に大きくなり、それに伴って、セキュリティ対策の必要性が増す。

刑事手続についても、法務省の刑事手続における情報通信技術の活用に関する検討会が本年3月15日に報告書を取りまとめた。その中では、弁護士の防御権や弁護権を不当に制約することがあってはならないとした上で、弁護人として、漏えいリスクを管理するために必要な技術的措置を講じる必要性にも言及されている。近日中に、法制審議会の中で議論が進められ、早ければ2023年度にも法案が提出される可能性がある。

このような情勢において、全ての弁護士にとって、情報セキュリティへの取組が急務となっている。一度情報の漏えい等の事故が起きれば、依頼者や第三者に損害を与えるだけでなく、弁護士全体への社会の信用が損なわれ、状況によっては国による干渉を招く危険さえある。弁護士自治と職務の自由を保つためにも、情報セキュリティ対策の強化は避けて通ることができないということを、まず御理解いただきたい。

ここで、これまでの経緯を簡単に説明する。弁護士法第23条、弁護士職務基本規程第18条等において、守秘義務等が定められている。また、弁護士業務における情報セキュリティの確保に関しては、弁護士情報セキュリティガイドラインが存在する。しかし、情報セキュリティ対策が社会的にも重要な課題となっており、さらに司法手続のIT化が進みつつあるという状況へ対応するためには、更なる対応が必要だということで、2021年4月、弁護士業務における情報セキュリティに関するワーキンググループを当連合会に設置し、情報セキュリティの確保に関する新たな規律の検討を開始した。

このワーキンググループが策定した本規程案について、昨年12月から本年1月まで、各弁護士会及び当連合会関連委員会への意見照会を行った。その結果、個別の条項等について、様々な御意見、御要望をお寄せいただいたが、本規程を設けること自体については、賛成という御意見が多数に上った。中には、現行の弁護士法や弁護士職務基本規程、弁護士情報セキュリティガイドラインの定めで足りるのではないかという御意見もあった。

しかし、ガイドラインは弁護士の情報セキュリティ対策の取組を支援することを目的として、実務的な対策例を記述しているもので、ガイドラインに記載された諸々の取組を行

う義務を弁護士に課すものではない。

また、弁護士法第23条や弁護士職務基本規程第18条等の規定は、守秘義務を中核とした義務を規定しているが、情報セキュリティ対策を講じるべき義務までは定めていない。IT化が進む中で、既存の慣例規定やガイドラインを改正するなどでは足りないため、新たに規程を設けることが必要かつ適切である。加えて、私たちが率先して情報セキュリティ確保のための対策を会全体として講じていく、その姿勢を社会に向けて発信する必要がある。

次に、本規程の概要について説明する。本規程は、情報セキュリティに関して、弁護士や弁護士法人、外国法事務弁護士等が服すべき通則的な規範を定めるものである。ただし、個々の弁護士の独立性、業務の自律性の尊重、効果的なセキュリティ対策は、それぞれが所属する法律事務所等の規模、業務の種類、対応等によって異なること、さらに技術の変化に伴う柔軟な対応を可能とする必要性等の観点から、本規程では、個別具体的な対策を直接規定に書き込むのではなく、弁護士等に業務の実情を踏まえた自律的な具体的対策指針として、第3条第2項に基本的な取扱方法を策定することを求め、弁護士業務一般に通用する抽象化された基本的な義務として、第4条の安全管理措置、第5条の情報のライフサイクル管理、第6条の点検及び改善、第7条の漏えい等事故が発生した場合の対応を定めている。

対象となる情報は、職務上取り扱う情報とし、刑事・民事などの限定をせず、事件類型による軽重といった差異も設けていない。弁護士等の情報セキュリティは、職務全般を通じて、確保される必要があるためである。情報セキュリティの定義については、サイバーセキュリティ基本法に基づき、政府が定めている政府機関等の対策基準策定のためのガイドライン等でも採用されている機密性、完全性、可用性という3要素によるものとした。情報セキュリティ対策の基本的な枠組みは、セキュリティリスクを把握し、把握したリスクへの対応の方針等取扱方法を策定し、管理体制を構築し、それらに基づいて実際に運用するなどの体制を構築しておくことである。そのため、本規程第3条第2項では、弁護士等に対して取扱情報の情報セキュリティを確保するため基本的な取扱方法を定めることを義務付けている。この基本的な取扱方法は、私たち弁護士等が情報セキュリティを確保するために定めておくべき各自の取扱方法のことである。リスクの程度は、所属する法律事務所等の規模や業務の種類、対応等によって異なり得るため、各自の実情に応じて取扱方法を策定しておく必要がある。もちろん、弁護士は、情報セキュリティの専門家ではないので、基本的な取扱方法を一から作成することが負担になり得る。そのため、当連合会としては、別途基本的な取扱方法の具体的なモデル案を提示して、研修等を通じた情報提供を行う予定である。基本的な取扱方法は、個々の弁護士等が策定する必要があるものの、例えば複数の弁護士等が所属する法律事務所において、一つの基本的な取扱方法を定めることで、各自の基本的な取扱方法として扱うことは問題ない。また、組織内弁護士で、個人では事件を受任しないという場合には、恐らく所属されている組織等に取扱方法等があると思われる。基本的には、それに準拠して対応されれば問題はないものと思われる。

本規程第6条では、情報セキュリティ対策を持続的に確保するため、情報セキュリティの取扱方法、その実施に対する点検及び改善を努力義務として定めている。ここでも弁護

士の職務の独立性を考慮し、弁護士に対し自己点検のみを求め、外部からの監査や点検を義務付けていない。また、点検及び改善の方法や頻度は、事務所の規模、設備、専門スタッフの有無等によっても大きく異なることから、画一的に定めることもしていない。具体的な方法は、モデル案、あるいはチェックリスト案等によって、具体的に例示したい。

本規程第7条では、弁護士等に対し情報漏えい等のリスクを想定するとともに、取扱情報の漏えいや滅失、棄損事故等の事故が発生した場合に、適切な措置を講ずるべき義務を定めている。事故もその対応は多様と思われるが、ここでいうところの事故は、市民の信頼の基盤となるべき守秘義務及び事件、事件記録の管理義務に抵触するような重大な取扱情報の漏えい、滅失、毀損等と捉えている。このような事故が発生した場合には、自身の基本的な取扱方法に依拠して対応することになると思われるが、第7条では、依頼者その他の関係者に生じた被害の拡大を防止する義務、原因究明義務及び再発防止策の検討義務を抽象的に定めるにとどめている。

なお、定期総会議案書の参考資料にワーキンググループ作成の逐条解説があるが、この中で、1点訂正させていただきたい。「必要最低限の義務として、依頼者その他の関係者に生じた被害の拡大を防止する努力義務」と書いてあるが、条文の文言からは、「必要に応じて、依頼者その他の関係者に生じた被害の拡大を防止する義務」がより正確になるので、「必要最低限の義務として」と書いてあるところを「必要に応じて」と修正いただき、「努力」を削除いただきたい。

本規程は、弁護士等に対して各自の事務所の規模や業務の種類、対応等に応じた基本的な取扱方法を定めることを義務付けるものだが、その策定と運用体制の構築には、相応の時間を要すると思われる。附則において、施行は2年を超えない範囲とあるが、最大2年の準備期間を設けることとしている。

今後は、基本的な取扱方法の具体的なモデル案を策定し、会員の皆様に提示したいと考えている。その前提として、各自の事務所の規模等に応じた現実的、かつ実効的なモデルとするために、主として当連合会の理事会等を通じて、何度か御意見や御要望を伺った上で、現在のスケジュールとしては、来年の3月頃までにモデル案を策定して、皆様に御提示する予定である。

また、今後研修等を通じて積極的な情報提供等を継続的に行う予定である。

議長は、質疑に入る旨を宣した。

岩田修一会員（東京） 「質問は6個ある。問題は、義務的規定があり、それが懲戒につながるのではないかと懸念があるということと、あと文言が少し曖昧とか不十分とかということがあるのではないかとということである。総論的な話だが、今回、ガイドラインではなくて、規程にすることの意味がよく分からない。懲戒になるのではないかと、どうしても身構えてしまうところがある。なぜ努力義務ではいけないのか。

裁判所とか検察庁の規程や規則を調査しているのか。各論的な話だが、今回「情報セキュリティ」という言葉を使っているが、直訳したらこれは何か。「セキュリティ」という言葉は、IT関係だといろいろな意味があるし、用語としてこの用語があることは知ってい

るが、ここは弁護士会なので、やはり片仮名を使わないで、もっと日本語で分かりやすい言葉にしたほうがよいと思う。アクセスとかライフサイクルというのと同じだと思う。基本的取扱方法のひな型も片仮名が多用されていて、分かりづらいのではないか。

第2条第1項各号の規定は定義規定みたいで、法令の規定の仕方と違うのではないか。例えば、第1号で「機密性」とあり、これは「情報に関して…特性を言う」と書いているが、これは、この後で「機密性」という言葉が出てくるときに、定義規定で置くような形ではないか。

それから、情報漏えいがあった場合、取扱方法に関する規定がなかったら懲戒において不利に斟酌されるとあるが、取扱方法に関する規定があるなしというのは、形式的に過ぎるのではないか。ハッカーに攻撃されたときに、一弁護士がどうやって対応するのかということ考えたときに、取扱方法に関する規定があるかどうかということで、違いがどうあるのか。

守秘義務というのは故意犯と理解しているが、今回の件は、懲戒のときには、故意犯だけではなく過失犯も入っているように思われ、それは従前の守秘義務よりは不利になってしまうのではないか。」

松尾泰三副会長 「まず、従前の規程、あるいはガイドラインで十分ではないかという点は、御承知のように、弁護士法や職務基本規程中の規定は、主に守秘義務、ここで言えば機密性ということを中心に構成をされており、保護の対象も事件記録とされており、必ずしも弁護士の取り扱う情報としては、十分に広いものではない。情報セキュリティの保護のためには、機密性だけではなく、完全性、可用性が不可欠であるし、またセキュリティ対策の保護対象も、顧客情報、あるいは従業員の個人情報、あるいは事務所内部の情報など、事件記録に限定されているものではない。

また、従前の規程というのは、主に紙情報の管理を想定して規定されて、漏えいリスクや拡散のリスクの高い電子データの管理義務としては、漠然としすぎである。そういうこともあり、既存の規程だけでは不十分であると考えている。

ガイドラインの点は、ガイドラインも情報セキュリティ対策の取組の支援を目的とした実務的な対策例を記述しているもので、規範としての性質を有していない。また、このようなガイドラインに規範性を与えてしまうと、セキュリティ対策として、かえって実効性を失う可能性がある上、個々の弁護士等の職務に過度な介入となり得るため、新たな規程を設けることは必要、適切と考えている。

義務規定の点は、高度情報化社会が進展し、情報セキュリティ対策が社会的にも重要な課題となっており、司法手続のIT化が進む中、弁護士の情報セキュリティ対策は、弁護士に対する社会的信頼を得る上でも必要であり、職務基本規程と規範性のないガイドラインのみでは、弁護士全体の対応としては不十分であり、義務として情報セキュリティ対策に取り組んでいただくことが必要である。

本規程と懲戒等の関係だが、要するに当該弁護士が定めていた基本的取扱方法の内容を含めて、その当時に講じていた情報セキュリティ対策がその時点におけるセキュリティ対策として、社会的に一定の水準を有していると思われるか否かによると思われる。本規程

が求めているのは、情報セキュリティを保持するための基本的取扱方法を自ら定め、点検、改善をし、安全管理措置を講ずるということであり、それをしておけば、仮にセキュリティが失われても、本規程違反となるものではない。

それから、取扱方法の策定による仕分けは形式的にすぎないかということだが、基本的取扱方法は、行動指針であり、明文化することでどのようなセキュリティ対策を採っていたかが明確になり、そういう事件が起きたときの説明にも寄与するという意味で基本的取扱方法は必要であると考えている。」

秀嶋副会長 「片仮名の対応に関しては、「セキュリティ」という言葉自体かなり現状浸透している中で、なかなかそれに対応するものを片仮名ではない言葉でというのは、正直難しいところがある。政府機関が使っている統一指針の中でも類似の言葉を多用されている。モデル案をこれからできるだけ丁寧に作っていかうと思っているが、その中で用語の解説等も加えていかうと考えている。

検察庁及び裁判所の規程に関する質問について、調査はまだこれからだが、先ほど申し上げた政府等が使っている統一規範は、ある意味グランドルールになるであろうと想像できる。

それから、過失に関しても今回の規程で盛り込まれているということに関して、少し補足したい。従来、職務基本規程第18条は、弁護士は事件記録を保管又は廃棄するに際しては、秘密及びプライバシーに関する情報が漏れないように注意しなければならないと規定しており、ここは過失も含んでいる。今回の規程によって、確かに基本的な取扱方法を策定する義務という形では具体的に明記している。全く取扱方法を作っていないときに、仮に情報漏えい等の事故、重大事故が発生した場合には、恐らく自主的にはその内容や生じた損害等を総合判断して、懲戒の存否が判断されることにはなると思うが、懲戒自体は、御承知のとおり弁護士法第56条の解釈の問題になる。かなり実質的な評価、判断をされることになるので、形式的な違反だけで即懲戒に当たるということにはならないと考えている。」

二宮英人会員（東京） 「質問は2点ある。1点目、本規程第4条で安全管理措置を義務付けている。この文言を見る限りでは抽象的な規定だが、同じようなものとして、個人情報保護法第23条では罰則など定められていないのに、本規程第4条は同じような抽象的な規定にもかかわらず、ここに違反すると懲戒の対象になるというような規定になっている。本規程第4条第3項は努力義務だが、第1項、第2項も努力義務という形にはできないのか。

今回の安全管理措置、このままではこの措置をとらなければ懲戒の対象になり得るという話だが、その場合には多分多くの会員が、自分のところではそういったことはなかなか難しいから、日弁連からこういったような措置をとるために費用を出してくれといった要望があり得ると思う。先の話になると思うが、そういった要請にも応えていく予定なのか。」

松尾副会長 「まず、個人情報保護法も第145条で、勧告及び命令の対象となって、命令に従わなかった場合は、最終的には罰則の対象となると理解している。

そもそも弁護士会の会規・会則というのは、上位規程として弁護士法がある。個人情報保護法とは体系が違うので、同列に論じることはできないが、本規程も結果責任を問うものではなく、直ちに懲戒になるという性質のものではない。それを前提にして、本規程第4条第1項では安全管理措置を講ずるものとするとしていて、努力義務という形はとっていないが、ここを努力義務にしてしまうと、場合によっては、安全管理措置を講じなくてもよいということになってしまう。しかし、何らかの安全管理措置は必ず講じていただく必要があるので、やはりここは努力義務ではなく、義務として規定している。」

秀嶋副会長 「費用の補助については、今の時点では白紙である。基本的には、モデル案を策定する、そのモデル案の中で、各弁護士が現実的に取れないようなモデル案を作っていくということは想定していない。ある程度、今既に事務所の中でも対策が講じられている部分を、きちんとチェック、点検をしていただいで対応することができるようモデル案を考えている。

最終的には、事務所の環境整備あるいはセキュリティ対応ということにはなってしまうと思うので、いろいろな情報提供や研修等で、どういう対策が実質的かつ効果的かというところをお知らせしたいと思うが、恐らく費用負担ということになると、また別の課題になってしまうと思う。」

武内更一会員（東京） 「会規で、日弁連が会員に行為を強制するという事は重大なことである。懲戒のサンクションがあるわけだから、それだけの必要性がなければいけない。こういうことを義務として会員に強制する、その背後には懲戒制度がある、そういう形で全会員に統一的に強制する。その必要性について、聞きたいのだが、こういうものを作らなければいけなかった、そういう実例、事故、また被害の申立て、苦情の申立て、また社会からの非難、そういうことがこれまであったか。あったとすれば、どれくらいあったのか。」

秀嶋副会長 「立法事実というか、経過については、提案理由で述べさせていただいたところではあるが、民事訴訟法等の改正に伴って、飛躍的にデータ化が進まざるを得ない状況になっている中、あるいは刑事事件においても、データによる証拠開示が進んでいくであろうという情勢の中で、弁護士が個人だけではなくて、組織としてきちんとセキュリティ対策に取り組むということは、待ったなしと考えている。

具体的な例で申し上げますと、弁護団のメールの中で、出してはいけない情報が公開になってしまったという事故が発生したことがある。それ以外にも、やはり全部がオープンになっているわけでは必ずしもないと思うが、情報の流失ということは、事故としてはそれなりに存在している。これは紙媒体でも存在しているが、データ化になることによって、拡散の範囲なりが格段に広がるというリスクがあるので、そこはやはり直視して対応しなければいけないのではないかと考えている。」

武内更一会員（東京） 「どれくらいの苦情、被害の申出があったのか。そういう事実がないにもかかわらず、あるかもしれないという形で、会員に、また人に強制をしてはいけないと考えているが、その必要性をちゃんと論証してもらわなければ困る。

それから、何度もIT化とか、裁判、刑事、民事のということが出てくるが、その段階において、どういう被害が具体的に生じ得るかということをごだけ予測して検証しているのか。漠然とした予想、ざっくりとしたそういう懸念、そういうことだけしか考えていないのではないのか。だとすれば、それは人にもものを強制する、そういう立法に立法事実はないのではないのかという観点から検証が必要だと考えている。」

秀嶋副会長 「先ほど、少し抽象的に申し上げたが、具体的な例としては、裁判員候補者名簿の流出事故は、御承知の方も少なくないと思う。これは、明確に法に違反する流出であり大問題となった。

グーグルグループの掲示板が大量に公開設定になっていたということも、市民からの苦情があったと認識している。今検証とおっしゃったが、いずれにしても、一度流出したときの回復措置が非常に過大となるため、もちろん、どういう事故対応でどういうことが起きて、どういう対策をとるべきかという検証は必要になってくるだろうと思うが、現段階で、その検証を待って、規程案を作らないということにはならないというのが執行部の認識である。」

二宮英人会員（東京） 「先ほどの質問に対する答弁を聞く限りでは、今我々が行っているようなセキュリティ対策よりも、何か新たに重いものを課すというイメージを持ったが、やはり具体的なところ、どういうものを求めているのか、そしてどういった場合に懲戒になるのかというのが分からないと、なかなか賛成もできない感じだが、その辺の具体的なモデルを示した上で、今回の件について、再度提案するということはできないのか。」

秀嶋副会長 「モデル案に関しては、今年の4月理事会でたたき台をお示しして、各理事の御判断において、常議員会、あるいは弁護士会の関連委員会等で議論を頂くときの資料として、たたき台であるということをご前提に見ていただきたいということでお示しをしている。

これから更に理事会等で御意見を伺って作っていくことになり、その内容はかなり対策的なものが中心になる。懲戒との関係というのは、この規程案があるからといって、懲戒事由が大きく変わるということにはならないのではないかと思います。

基本的に守秘義務があり、事件管理、事件記録の管理等に関する義務が設定されている私たちは、やはり情報流出に関しては、かなり慎重に対応しなければいけないというところは、先ほど提案理由でも御説明したように、やはり情報が漏えいしてしまったときに、漏えいされた情報の内容とか、被害の範囲等を踏まえて、最終的に懲戒該当性があるかどうかという判断になっていくと思っているので、なかなかそれを具体的モデル案の中で表

していくのは難しいところがあるかと思う。」

松尾副会長 「情報セキュリティの重要性が、やはり社会的にも今認識されており、これまで縷々お話をさせていただいているように司法手続のIT化が進んでいる中、当連合会として、あるいは弁護士全体として情報セキュリティ対策への取組姿勢を早期に示すことが重要であり、かつ必要であると考えており、特に司法手続のIT化が具体化していく中で、当連合会、弁護士がどのように情報セキュリティに取り組むのかということは、今後の具体的な制度設計やシステム設計などにも影響をするものと考えられる。

こういうことから、基本的取扱のモデル案の提示よりも先に、まず本規程を上程させていただいたと、その必要性があったからだということである。」

二宮英人会員（東京） 「今のお話だと、要するに今やらなければ駄目だから、とりあえず、そういった具体的なモデルを提示する前に、この案を通さなければいけないという御趣旨でよいか。

もう一つ、どういう場合に懲戒になるかは多分示すことができないという話だと思うが、今回は多分これまでの職務規程とかの守秘義務よりも安全管理措置とか、そういった部分というのは、ここにも書かれているように弁護士本人のみならず、いろいろな事務職員とか、そういった他の人たちに関する話でもあるし、あとはいろいろな体制作りの点でもあるので、恐らく今までの要するに守秘義務に関する部分での懲戒のラインというのと変わってくる部分があるのではないかと思うが、先ほどの答弁では、それはないという御趣旨で理解すればよいか。」

秀嶋副会長 「懲戒該当性について、なかなか具体的に示せないということについて、弁護士法第23条の解釈だけではなくて、先ほど過失というお話が出てきたが、セキュリティ対策を十分講じないでいた結果として、何か情報が洩れるという事故が発生した場合には、確かにそこは基本的には守秘義務はより広がって、セキュリティ対策を講じないことの結果としての問題が出てくる可能性はあると思う。

ただ、先ほど申し上げたとおり、そこは実質判断になるのであり、どういう内容がどういう形で漏れるような事故があったか、あるいは被害の範囲などによって変わるのが基本なので、広がるかどうかというところは、なかなか答えづらい面はあるが、多少変わってくる面は、ないとは言い切れないと思う。

最初の質問についてだが、一つは、時期的なところはある。法制審議会等において議論が進んでしまうという状況に至るので、現時点で規程案を通していただいて、御承認いただいて、モデル案に関しては、皆さんの御意見を聞きながら丁寧に作っていくという形が望ましいと考えている。そして、モデル案自体は幅があるものになる。事務所の規模とか、個々の弁護士の業務の在り方によって、少し変わり得るので、モデル案がないと、この規程案が通せないという構図でもないという理解している。」

及川智志会員（千葉県） 「気になっているのは、本規程ができてしまうと事務所外の

弁護士と情報を共有する弁護団の活動やホームページやブログ、SNSなどを通じた外部への情報発信が制約されるようなことにならないのかと。これがすごく気になっていて、例えば、秀嶋副会長が例としておっしゃっていた弁護団のメーリングリストにアクセス権がない者がアクセスしたというようなことは、委員会でも同様と思うが、このような場合に、今までは、一般的な守秘義務違反というような、そういう一般的な条項に触れて懲戒になる可能性があったけれども、これからは、本規程ができると、この情報セキュリティの規程にも該当して懲戒に当たる可能性があるかと、そういうことになるのか。だから、そうするとやはり、何か委縮効果が出てきてしまうのかと思うこともあり、その辺について教えていただければと思う。何か誤解があれば教えていただきたい。」

秀嶋副会長 「まず、本規程ができると、事務所外の弁護士と情報を共有する弁護団の活動やホームページやブログ、SNSなどを通じた外部への情報発信が制約されるのではという御質問に対しては、各弁護士が今後基本的な取扱方法を定めるというときに、弁護団でのいろいろな情報共有の在り方についても、ある程度グランドルールのものを決めていただいた方が、情報の拡散とかを防止するという意味で、安心して安全に弁護団活動を行うために、それは適切だろうと思う。ただ、それを求めているものではない。各弁護士が取扱方法を定めるというところまでである。

それから、懲戒に関しては、繰り返しになるが、この規程ができることによって、基本的には弁護士法や職務基本規程を多少補完する面はあると思う。取扱方法を作るところは義務付けているので、もし漏えい等の事故があったときに、取扱方法も定めていなかったということになれば、そこは一つの事情として斟酌される余地はあると思う。

ただ、それ以外に書かれている義務規定に関しては、かなり抽象的なものである。先ほど、御質問の中にも出てきていた第4条等も見ただけであればと思う。取扱情報の種類、性質等に応じた必要な管理体制を整備し、組織的、人的、物理的及び技術的な安全管理措置を講ずるということ。抽象的になってしまうが、それはやはりそれぞれの弁護士の業務の在り方等によって変わってき得るということを前提にしている。そのため、例えば第4条第1項が義務規定であるから即これに抵触することが懲戒に当たるというのはものすごく飛躍がある。そういう形式的な違反行為をもって懲戒に当たるか、当たらないかという判断をすることは、恐らく懲戒の手続の中ではないであろうと想定している。」

及川智志会員（千葉県） 「聞いていて、更に不安になった。弁護団とか、私もたくさん所属させていただいていて、弁護団作ったりするとすぐメーリングリストを作ったりする。情報交換して、意見交換してやっていかないととても仕事にならないというか、書面作成もできないというようなことになってくる。

そうすると、そういう弁護団というのは、この情報セキュリティについて、安全管理措置を定めなければならないと、そういうことにはならないのか。何にもしていない場合に、それは責任が問われる可能性があるのかと思うが、それは違うということでもいいか。」

秀嶋副会長 「基本的に、取扱方法を定めるのは、個々の弁護士になるので、弁護団と

してそういうものを定めなければいけないという立て付けにはしていない。」

議長は、他に質疑がないことを確認し、質疑を終了して討論に入る旨宣した。

武内更一会員（東京） 「この議案に反対する。執行部によく考えてもらいたい。人に物を強制することがいかに重大なことなのか、そして、まして日弁連が会員に対して、懲戒制度を背景にしてある行為を強制する。こんなことを簡単にやってもらっては困る。日弁連は、そういうものではない。職務基本規程、守秘義務や秘密保持義務、みんな書いてある。それは多くの反対にもかかわらず、倫理から規程に格上げされた。つまり、懲戒制度のサンクションがある、そして当然に懲戒にはならないと説明されるけれども、結局懲戒の公告を見ているといろいろなものが懲戒になっている。委任契約しなかったこと自体が、形式違反なのに懲戒になっている例もあった。

そういう形で、弁護士の活動をどんどん規制し、そして自由の範囲を狭めていく、そういうことは基本的に弁護士会がやってはいけないと考える。守秘義務、秘密保持のことは、基本的に弁護士の依頼人に対する義務である。そこで事故があれば、依頼人に対して責任があって、法的な責任もあるだろう。そして、損害賠償があるかもしれないし、懲戒請求もあるかもしれない。そういう形で、弁護士の業務は成り立っていると思う。

それを、しかも具体的に目の前にこういう危険があるということがないにもかかわらず懲戒制度を背景にした強制をしていく。これ自体がおかしい。現にそういう問題が起きてきて、噴出してきて、やはりそういうものを作らなければ、本当に弁護士全体の信用・信頼が失われていくという、そういう危険性が目の前にあるときに、初めて立法事実は生まれるのではないか。

日弁連がいろいろな法制度について、立法事実とよく言うけれども、自分自身が何もそこを押さえずに、憶測、想像、想定だけで言っている。まして、IT化でどういうことが起きるか、そういうことは全く想像の範囲ではないか。

メーリングリストに流されて広がったという話は、もちろん知っている。しかし、それはそこでそのグループが、また法律事務所がしっかりセキュリティ対策を取って、それがまた教訓になって、多くの人がそこに注意をもって運用するようになったのではないか。そういうものでやっていけばいいのであって、すぐ懲戒だ、強制だということをするのは弁護士会の仕事ではないと、私は思う。

少なくともガイドラインは作ってあるのだから、例えばこういう規程自体を、規程じゃなくてガイドラインというか、指針というか、そういうものにして、弁護士に周知して学んでいってもらい、努力してもらいということにとどめるべきだと考える。

この規程には、今現在、しかもモデル案などはこれから作るなどと言っている。白紙ではないか。こんなことは弁護士会が最も回避する、嫌っている、そういう手法ではないか。そんなことは弁護士会がやってはいけない。」

岩田修一会員（東京） 「私も反対の意見を述べる。先ほど答弁を聞いていたが、やはり私も不安な思いをした。どういうことがあれば懲戒になるのかということが、やはり曖

味だと思ふ。拡大解釈される危険があると思ふ。

特にパソコンとか、インターネットとか、そういうことがよく分からない弁護士とかには、懲戒の危険が増すのではないかと考えられる。また、文言がやはり練られていないと思ふ。国のグランドルールは見ているようだが、裁判所や検察庁がどういうふうになっているかということが、どうも何か調べてないということだったと思ふ。

また、費用面のことも含めてやはり考えられていないように聞こえた。守秘義務とか、個人情報保護法とかとの関係も含めて、この規程案の文言そのものや、規程の周辺で取り決めるべきこと、モデル案とかも含めて、こういうものが明確でない段階で、この規程だけ通すということは、やはり私は時期尚早だと思ふ。

情報セキュリティについて規程整備が必要だということは、分かっているつもりだが、やはりもう少し検討して内容を練って、あと周辺のこと決めてから議題に上げるべきだったのではないか。」

篠島正幸会員（第二東京） 「賛成の意見を申し上げたい。今年は、奇しくもエスティックサロンTBCが個人情報を3万件以上流出させたというショッキングな事件からちょうど20年になる。判決からは15年、判決では、一人頭3万5,000円という賠償命令が認められた。被害者側の弁護団の一員であった私としては、本規程の発議については、非常に感慨深く、ようやくという思いで一杯である。この事件から現在までに情報セキュリティについては、様々な動きがあった。2008年に個人情報保護法が制定され、2016年にはサイバーセキュリティ基本法が制定された。先ほどセキュリティという言葉が、横文字なので片仮名なので分かりにくいという御意見もあったが、既に法律ではセキュリティという言葉は使われている。

法制度ももちろんだが、具体的なセキュリティ対策についても、国際規格である情報セキュリティマネジメントシステムISMSが2006年に自主規格化されて、プライバシーマークの認証根拠となるプライバシーマネジメントシステムPMSも企業に浸透定着している。

この20年こうした動きがあったが、弁護士会、あるいは弁護士、法律事務所のセキュリティ対策は一体この間、どうなっていたのか。もちろん、平成25年に情報セキュリティガイドラインが制定され、個別の取組はあったかと思うが、草の根的に、弁護士全体でセキュリティを上げていこう、依頼者のために秘密を、電子情報となる秘密をより恒常的にうまく管理しようという取組が行われたかと言われれば、これはネガティブである。私としては、非常にもどかしく思っていた。

こうした中で、民事裁判手続等のIT化を目前として日弁連がリーダーシップをとって、セキュリティ対策を先導するというのは、ある意味当然の成り行きである。今年から改正個人情報保護法が施行されて、我々も個人情報取扱事業者となり、安全管理措置を求められている。この安全管理措置が、情報セキュリティ規程の措置とほとんど平行であるということについては、皆様御存じだろうか。個人情報にとどまらず、弁護士が取り扱う情報は、企業秘密にも及ぶ。だから、個人情報保護法よりも更に幅を広げて安全管理措置をとるという本規程は、非常に合理的だと思っている。

したがって、裁判手続等がIT化される目前で、本規程が総会の議案に上程されることは、時期尚早とは思われない。本規程は、事務所の依頼者の情報をどれだけ適切に管理するかという点に関してのボトムアップを図るものだと理解している。

これから弁護士が誰一人としても、過去に発生したエステティックサロンのような深刻な被害を発生させないように、そのために、日弁連にリーダーシップをとってもらい、そのための規程であると認識しているので、私は、この議案には賛成したいと思う。」

二宮英人会員（東京） 「私は、意見としては正直、反対まではいかないけれど、賛成できない。

これまでもいろいろな今話が出ていたが、弁護士がこういった情報漏えいを防ぐために、セキュリティの意識をもってやっていくということに関しては賛成である。ただ、どういった場合に問題になるのかというところが、やはり詰め切れていないというのは、今の質問等の答弁でも感じた。

本規程第4条についても、個人情報保護法と変わらないみたいな話があったが、要するに勧告を挟んだ上でのものと今回の規程第4条では規定ぶりが違うと私は考えている。こちらの方が重いし、責任が重いのにちゃんとその辺が詰められてないというのは、やはり問題のある議案だと感じる。

このままでは、外部の団体やそういったところの圧力に応じて、いろいろなラインが変わってくる可能性も高いのではと思うので、先ほどもちょっとお話をさせていただいたが、もう少し詰めた上で、再度提出していただいた方がいいのではないかと思います。今回については、ちょっと賛成はできない。」

田村裕会員（高知） 「地方で開業するITやネットに疎い高齢弁護士の立場で、賛成の立場から意見を述べさせていただく。

私の事務所は、私を含めて3名の弁護士と事務職員4名で運営をしている。いわゆる典型的な地方の町弁とお考えいただきたい。議論があるように、重要なのは、単なるガイドラインの枠を超えて、弁護士業界全体に共通して義務を課すルールを策定する必要があるという点である。

背景としては、御説明のあったように扱う情報が電子データとなり、情報漏えいの危機が量的・質的に増すというものである。かつて、私どもの時代にあった電車の網棚に訴訟記録を置き忘れて処分されるというようなアクシデントに比べると、隔世の感がある。

私の事務所では、事務所としては、ITやネットを使いつつ弁護士業務を行うことができていくという現状だが、他方で、事故の発生を前提とする頼るべき取扱方法を持っておらず、また、漏えい事故が発生した場合の対策については、全く目途が立っていない。

民間事業では、情報セキュリティ対策を講ずることは当然の前提であり、弁護士はこうした事業者から機密情報を預かる立場でもある。ITやネットは、単なるツールだけでも、弁護士業界であれ何であれ、IT時代に適切に対応できないと淘汰される。そういう危険があるものと考えられる。避けて通るということはいえない。

他方で、IT弱者の弁護士が運営する一人事務所であっても、ルールに則った運用の義

務付けがなされる状況に不安があるというのも現実である。こうした狭間の中で、IT弱者の弁護士としては、究極的には廃業することも含めて選択を迫られるということになるが、ルールの整備によって、逆にIT弱者の立場にある弁護士が守られるということも考えられる。

執行部によれば、一人事務所であっても取扱方法のサンプル案を提示するなどの運用に向けた環境を整備することである。既に理事会では、分かりやすいサンプル案が検討されている。ITに疎い高齢の弁護士であっても、弁護士業務に就く以上は、社会の信頼を得る必要がある。そのためにも、まずは日弁連の確たる意思として、本規程をこの総会において、承認することを強く望む。」

中森麻由子会員（第二東京） 「議案に賛成の立場から、意見を述べさせていただきます。私は、業務でITツールをよく利用している。事務所では、電子メールやメーリングリスト、チャットなどで連絡を取り合うし、最近ではほとんど依頼者がスマートフォンを持っているので、日常的に依頼者とも書類や写真などデータでやり取りしている。クラウドでファイル共有もするし、最近ではZoomなどでオンラインでの打合せも行っている。

私自身は、ITには詳しくはないが、事務所の所長のセキュリティ意識が高く、事務所全体で対策に取り組んでいるので、こうしたITツールを安心して使うことができている。しかし、逆に言えば、こうしたセキュリティ対策がなければ自分の知らないうちに情報漏えいしてしまう危険もあり得る。

今後の裁判手続のIT化では、ますますデータを扱う頻度が増えるわけだから、日弁連や弁護士会が主導的な役割をもってルールを決めて周知するなど、トップダウンでセキュリティ対策の向上を目指していただきたい。

私の事務所では、消費者被害や霊感商法の案件などを取り扱っているため、他の事務所の弁護士と弁護団を組むことがよくある。そういった弁護団では、被害者・依頼者が何十人、何百人となるので、電子データがなければ対応できないし、弁護士間のやり取りでもITツールはよく利用している。

弁護団では、刑事記録や破産記録なども取り扱うので、現在でも最低限のルールは、口頭で伝達されているけれども、各弁護士でセキュリティ意識は異なるので、個々の弁護士がどういう意識を持って、どのように情報管理しているかまでは分からない。先ほどまで話が出ていたが、過去に弁護団メーリングリストが誤って公開設定となっていて、誰でも見られる状態だったという問題があったとも聞いている。今後裁判がIT化されることを考えれば、現状の弁護団での情報の取扱いについても、しっかり意識を持つ必要があると考える。今回、情報セキュリティ規程が設けられれば、個々の弁護士がきちんと情報セキュリティに取り組んでいると信頼できる。

もちろん、形式的に基本的な取扱方法を定めるだけでは意味がないと思うが、日弁連では、今後研修や情報提供を行っていくということである。私も積極的に研修を受けたり、情報を収集したりして、セキュリティレベルを向上していきたいと思っている。セキュリティレベルが高まれば、より安心して通常業務にも弁護団活動にも取り組めることにつながると思うので、今回の議案に賛成する。」

中西祐一会員（金沢） 「金沢弁護士会は、この議案に対して、会として反対をする予定である。また、私個人も反対をする予定なので、会の議論なども含めて、反対の意見を述べさせていただきたい。

金沢弁護士会では、総会と常議員会で、この議案の賛否を議論した。その結果、様々な意見も出たが、まとめるとこの議案に反対する会員でも情報セキュリティ規程の必要性そのものは、ほとんど誰も否定していない。一方、この議案に賛成する会員もほとんどの会員は、最終的に出てくるガイドラインがどんなものになるのか、業務に非常に支障が出るものになってしまうおそれがあるのではないかという懸念は、ほとんど皆が抱いている。そのような中で、賛成するのか、反対するのかという議論になったときに、最終的に決め手となったのは、今ここで規程の必要性に寄り添った投票行動をするのか、それとも懸念を表明する投票行動をすべきなのかという点であり、最終的には会としては、懸念は非常に強いので、懸念こそ表明すべきであると、であるから反対票を投ずるべきであるということになった。ちなみに、常議員会では、出席した常議員全員が最終的には反対票を投ずるべきだという意見になった。

ここからは、私の個人的な意見も交えての話になるが、このガイドラインが非常に重いものになるかもしれない懸念というのは、どうしても払しょくできないと考えている。ガイドラインは、裁判手続のIT化を見据えて決めるものということだが、であればどうしても裁判所、検察庁の意向というものを全く無視できないはずである。

私が特に気にしているのは、検察庁の意向で、金沢では4月以降、証拠の謄写を申し出ると、検察庁からいろいろ注文を書いた紙が送られてくる。これを守って謄写してくださいというものだが、その内容は、かなりひどいもので、例えば、電子媒体で証拠を写真撮影するときは、インターネットに接続する可能性のないスマートフォンやタブレットを使ってくださいと書いてあったりする。

インターネットに接続する可能性のないスマートフォンなどどこに行ったら買えるのかと思う。では、デジカメやスキャナーだったらいいのかというと、最近のデジカメやスキャナーは、Wi-FiやBluetoothで容易にパソコンと接続できるわけなので、それだってインターネットに接続可能なはずだ。

怖いのは、こんな不合理なことを今検察庁が真顔で言ってくると、不合理なことを真顔で言ってきている人というのは、やはり交渉相手としてすごく厄介だと思う。そういう相手との交渉の中でガイドラインができてくるということを考えると、出来上がったガイドラインが一般会員から見ると、これはちょっと重すぎる、対応が難しい、というものになる懸念というのは、やはり現実的にあると思っている。そして、そうなったときにこの情報セキュリティ規程がここで成立してしまうと、ガイドラインは恐らく理事会の承認で成立するので、一般会員としては、投票権の行使、議決権の行使という形で、そのガイドラインに対する賛否を表明する機会がもはやなくなってしまうと、これが非常に重大な問題ではないかと考えている。

そのような観点から、私個人としても、今このような形で、このタイミングで、情報セキュリティ規程を制定するというのは、やはり時期尚早ではないかと考えている。」

山口健一会員（大阪） 「私は、日弁連の刑事弁護センターや国選本部でずっと仕事をしてきた。法テラスができる頃に、謄写費用をどうするかということで、随分法テラスと日弁連の間で協議をしたことがある。謄写費用を幾らにするのかということによって、随分被告人の負担も弁護士の負担も大きなものがあった。

そのときに、何らかの形でデータとしてもらうことはできないのかということを実際の段階から話をしてきた。検察庁は、もちろんノーだった。今、検察庁は、電子データで弁護人に証拠を開示するという方向で進んできている。

先ほどお話があったが、ただそこには条件が付いていて、インターネットに接続できるような媒体では謄写はさせないみたいなことを言ってきている。これは何を意味するのかというと、恐らく日弁連、あるいは弁護士が検察庁にとってみれば、あんまり信用ができない人たち・団体だということの表れである。君たちに情報提供をしたら、どうするか分からない。そこが裏にあると思う。

かつて刑事訴訟改革のときに、開示資料の目的外使用ということが問題になったことがあった。あのとき私は当事者の1人だったが、何らかの形であれをやめさせるか、あるいは提言させる方法はないかということで、随分協議をし、最終的にあの法律は通った。

今回、今はどんな時期なのかということ、法務省が刑事事件についてIT化を進めていくということを表明し、そして答申を出し、来年には法律ができようとしている。そういう中で、日弁連の対応が問われている。

時期尚早なのかということ、私は全然そう思わない。時期尚早どころか、もっと早くやるべきだったのではないかと思うぐらいである。これから法制審議会で議論が始まり、そして日弁連がどうするかという直前まで来ている。その中で、日弁連としては、きちんと情報セキュリティを守れる、作れる、ということを外に宣言をし、日弁連の主導でその規程を作っていく、それが今私たちに求められていると思う。

日弁連が何もしない。あるいは具体的なガイドラインがないので、もう少し先延ばしをするといったら、そうか、日弁連というのは、そういうことがあまりちゃんとできないとなると、当然、法律を作ってその中で規定をしていって、これに従えということになる。

刑事事件で言うと、私どもが心配しているのは、例えば、検察庁のサーバーにアクセスをして、情報をもらうわけだが、いちいち情報に関して、どの弁護士がどの部分を覗いていたのかということについては、検察庁が全部知り得る可能性がある。

あるいは、流出したときに、あるいは流出する可能性があったときに、検察庁から全部弁護士に送った情報を止めてしまうということがある。そうなってくると、弁護士自治というのは、一体どこへ行くのかと思うし、刑事裁判、刑事弁護の独立性というのはどこに行くのかという心配までです。そういう意味で言うと、確かに今議論がきちんと煮詰まっていって、みんなが納得できるというところまでいってないことは、そうかもしれない。でも、今作らないと、そしてこれからそれを詰めていかないといけない、そんな時期に来ているのではないかと思う。

この規程を是非この総会で成立させていただいて、この後の裁判所と検察庁との交渉を、そして法制審議会の議論に是非、日弁連はここまでやっているということを示しながら議

論をしていきたいと思っている。」

及川智志会員（千葉県） 「ちょっと前に、守秘義務を第三者の秘密にまで広げるとか、それから依頼者が違法行為をしようとしているときに、やめろというそういう弁護士に義務があるのではないかと、そういう職務基本規程を作ろうなどという話があって、そのときのことを思い出した。

弁護士の自由な活動を阻害する、そういうことを日弁連はあまり率先してやってほしくないと思っている。私は、弁護士の仕事は、自由と正義の仕事だと思っている。それぞれの弁護士が、自由に人権活動を思い切ってやれる。思うままにやれる。そういうことが理想だと思っている。もちろん、一定の規律は必要だと思うが、弁護士の自由な活動をぎりぎり締め上げて、狭めていくようなことを日弁連がやるべきではないと思っている。そういうことには謙抑的であってほしいと思っている。

本規程だが、やはり聞いていて、必要ないのではないかと思う。弁護士法があり、職務基本規程があり、そして弁護士情報セキュリティガイドラインというものがある。こういう規律を基にそれぞれの弁護士がやっていけばいいのではないかと思う。

それで、今の山口先生のお話を伺っていて、やはりそうなのかと思った。やはり法務省とか、検察とかに言われて作るのかという感じがしている。だから、日弁連がこの規程を作ることで、更に弁護士の自由を縛る。しかも必要がない。政府に言われて作る規程なのではないかと思っている。

今日いろいろな意見が出ていた。もっと議論をして、曖昧なところを詰めて、そして弁護団活動とか、委員会活動に委縮効果がないかということ、ちょっと心配で申し上げたけれども、そういうところもきちんと検討した上で、作るならそういうことをした上でやるべきだと思っている。必要性もないし、委縮効果という弊害もあるし、私はこの案に反対し、もしやるとしても、もうちょっときちんと検討した上で会員の理解を得るものを出してきていただければと思う。」

山本了宣会員（大阪） 「私なりの体験を少し交えて、賛成の立場から御意見を申し上げたい。あるきっかけから、私はセキュリティに関心を持つようになった。刑事手続のIT化の問題である。セキュリティを理由に証拠の利用が制限されるかもしれない。そう言われている。そんなことはおかしいと思った。

しかし、我が身を振り返る必要もある。セキュリティは自分でやる。国は、口を出すな、そう言えるだけの実質があるのか。自分なりに様々取り組んでみた。専門家に話を聞き、海外のガイドラインを調べた。専門書も自分で読んだ。研修の講師を担当することもあった。受講者の方に細かなアンケートをお願いし、何割の方がどんな対策をしているか。数字の把握もした。30の業界でセキュリティの検証をしてきた、そんな方の話も聞くことができた。こうした取組を経て、私は事実を理解した。私どものセキュリティの取組は、社会から大幅に遅れている。外の方に驚かれたことが何度もあった。

依頼人が我々の仕事を横でじっくり観察する。自分の人生の秘密をこんな人に預けて大丈夫なのか、そうは思われなだろうか。弁護士への信頼が今正面から問われていると思

う。

この規程案を見ると、実際にはどこの企業でもやっているような非常に基本的なことばかり書いてある。自分たちで対策を決める。そういう弁護士に任せている内容で、控えめにさえ見える。

しかし、私はこの規程に大きな意味があると思う。この間の活動で、こんな声を沢山聞いた。自分はきちんと対策をやりたいが、事務所のメンバーが分かってくれない。弁護団の人が分かってくれない、だからできない。何度も聞いた。共通認識がないと進まない。それがセキュリティである。

この規程によって共通認識が作れる。大変大きな効果である。弁護士会の研修、各自が自分の対策を見直す。そういうことも進むだろう。規程には大きな意味があると思う。

セキュリティ対策は、何のためかという問いがある。一つの答えは、事業を維持するため、つまり最後は、自分のためということである。この規程をうまく生かす。周りと考えを合わせて自分の業務を良くする。そういうふうに、前向きに取り組めたらいいと思っている。

最後に、時期のことを少しだけ申し上げる。私の実感から言うと、セキュリティの重要性は、ものすごい勢いで上がり続けている。今日より明日、明日より明後日、ものすごい勢いである。1年後、2年後、想像もつかない。

今日ここで規程を否決すると、やはり弁護士がセキュリティを疎かにしている。社会はそう受け取るのではないか。私は、何としても、今日この規程を成立させるべきものだと思う。以上の理由により、私はこの規程案に賛同する。」

議長は、他に討論を希望する者がいないことを確認し、討論を終了して採決に入る旨を宣した。

第5号議案の採決が行われ、議長は、集計を行う間休憩とする旨を宣した。

( 休 憩 )

第5号議案についての採決結果は、以下のとおりであった。

出席会員総数（代理出席・会出席・書面による議決権行使を含む。）1万776名

議案に賛成 1万139名

本人出席336名、代理出席9,072名、会出席37名、代理人による書面による議決権行使686名、会による書面による議決権行使8名

議案に反対 583名

本人出席31名、代理出席536名、会出席4名、代理人による書面による議決権行使11名、会による書面による議決権行使1名

棄権 54名

本人出席7名、代理出席16名、会出席1名、代理人による書面による議決権行使29名、会による書面による議決権行使1名

以上の結果、第5号議案は賛成多数により可決された。

#### [第6号議案] 第74回定期総会開催地を大阪府に決定する件

議長は、第6号議案「第74回定期総会開催地を大阪府に決定する件」を議題に供した菅沼友子副会長から、次のとおり趣旨説明がなされた。

第6号議案について、説明申し上げる。

日弁連の定期総会の開催地については、会則第37条で前年の定期総会において、あらかじめ指定された地において開催すると定められている。また、定期総会は、慣例として1年おきに東京と地方で交互に開催しており、地方の開催はブロックを順番に回っている。来年は、近畿ブロックで開催する順番で、事前に近弁連に開催地選定をお願いしたところ、大阪との回答があった。

そこで、会則及び慣例に基づき、次回、第74回定期総会開催地を大阪府に決定することについて御提案する。

なお、昨年3月の臨時総会において、会則第37条にただし書が追加され、「ただし、災害の発生その他やむを得ない事由により指定された地において定期総会を開催することが困難な場合、理事会の議を経て、開催地を変更することができる」と定められた。次回の定期総会が開催される1年後には、新型コロナウイルス感染症が収束していることを心から願うものであるが、執行部として今後の感染症のまん延状況によって、大阪府での開催は困難であるとの判断に至った場合には、近弁連及び大阪弁護士会と十分協議させていただいた上で、遅きに失しない時期に開催場所の変更について、理事会にお諮りすることも念頭に置いている。引き続き、感染状況を注視していきたいと考えている。

以上、次回の定期総会の開催地を大阪府に決定することについて、御審議いただきたい。

その後、議長から質疑及び討論を省略する旨の提案がなされ、議場において異議なく承認されたことから、第6号議案について採決が行われ、書面による議決権行使及び挙手による採決の結果、賛成多数で可決された。

議長は、報告事項「令和3年度会務報告」に関する質疑を希望する者がいないことを確認し、全ての議事の終了を宣した。

小林会長から次のとおり挨拶があった。

本日は、最後まで満場のクレオにお残りを頂いた会員の先生方、本当に感謝申し上げます。また、サテライトの会場で御参加を頂いている会員の皆様にも、心から御礼申し上げます。第5号議案、情報セキュリティ規程、これは本当に私どもにとっても重い課題である。

私たちは、依頼者のための情報、守秘義務、これは本当に大事な我々の基本的な義務である。プライバシーポリシーという規定を設けておられる方ももちろんおられるけれども、これは規定がなくても、当然な我々の基本的な職務で、義務であると思う。

今は、既にこういった情報を外に漏らすということ自体が大きな問題ではあるが、我々が持っている情報が、外からのサイバー攻撃によって漏れてしまう。こういう新たな危機管理の時代に突入しているわけである。この情報セキュリティの内容が十分でない、不明確だという、金沢の中西副会長の御意見もあった。本当にそのとおりだと、聞くべきものが多かった。反対される方、棄権をされた方、本当に皆様の御意見を踏まえながら、これからモデル案を作っていかなければいけない、そう思う。

理事会において、会員の皆様の御意見を反映しながら来年の3月に向けて、情報セキュリティの具体的なモデル案を詰めていきたい。引き続き御意見等を頂けるようお願いを申し上げたい。

この情報セキュリティ規程の整備は、決して他から言われるような話ではない。自律性、これこそが我々弁護士の自治の根幹ではないだろうか。自らを律し、自らそれを守って、依頼者そして市民の負託に応えていく、これが我々弁護士の本当に基本的な姿勢だろうと思う。その延長として、このIT・デジタル化の時代にあって、情報化の時代にあって、我々が定めて律していかなければいけない。そういう課題に正面から向かい合って、この情報セキュリティを作っていく。そういう課題だろうと思うので、どうぞ今後ともよろしくお願いを申し上げたい。

これから、我々の執行部も各地の弁連大会にお邪魔をさせていただくことになると思う。7月1日は、遠藤涼一東北弁連会長に御準備を頂いている。小野寺弘行山形県弁護士会会長にも、大変な御準備を頂いていると聞いている。

私たち執行部は、前執行部ができなかったリアルでの意見交換会に臨んで、直接お話を伺いし、そこでの意見交換も楽しみにしながら、日弁連の会務の執行に反映させていただいて、皆様の希望としてどういうことに注意しながら、会務運営、そして政策の立案等に活かしていけるかの意見をお聞かせいただけることを期待している。

9月29日・30日には旭川で人権大会もある。皆様方には、是非とも参加を頂き、そして意見交換をさせていただきたい。そして大きな団結をもって、日弁連が会員の皆様とともに、市民やこの司法のユーザーの皆様に対して貢献できるように、コロナ社会の中で、私たち日弁連、弁護士会が社会に貢献できる存在であるということを最大の人権NGO団体の会員である弁護士、弁護士会として、社会にもアピールをする。

そして法曹を目指す、司法試験を目指す人たちが非常に少なくなっていることが今大きな課題になっている。その原因は、いろいろな分析はあろうかと思うが、我々の後輩が、我々のこの世界を目指してくれる方が、少なくなっているということは、これは我々としても重大な問題である。新入社員の来ない会社がどうなるか、それは自明の理である。

私たちは、営業を目的とするものではない。本当に我々の大きな弁護士のミッションを社会に向かって発揮していくための司法の重要な一翼を担う弁護士の在り様を社会に示しながら、この世界に多くの方が、若い方も、あるいは社会経験のある方も目指していただく、そういうことを目指しながら法曹の魅力発信等についても、最大の努力を傾注してい

きたいと思う。「弁護士になろう8人のチャレンジ」が、沖縄などでも作られて大変好評を博しているが、会員の皆様方にも、そういった地元での活動を是非とも今後とも継続をしていただければ有難いと思う次第である。

最後まで、残っていただいた会員の皆様方に、深甚なる敬意と感謝を申し上げて、会長としての最後の御挨拶とさせていただきます。

議長が散会を宣し、第73回定期総会は閉会した。

以 上

(調査室囑託 藤井直孝 守屋美保)